

大阪学院大学

商・経営学論集

REVIEW OF COMMERCE AND
BUSINESS ADMINISTRATION

第46巻 第1・2号

2021年3月

論説

- 田中 道雄 1
フランスにおけるハードディスクカウントの停滞と新生
——フランス社会変化との関連で——
- 郡司 健 29
江戸前期萩藩の会計制度
——地方自治体会計・特別会計の源流——

大阪学院大学商・経営学会

商・経営学論集

第46巻 第1・2号 2021年3月

大阪学院大学商・経営学会

フランスにおけるハードディスカウントの停滞と新生 ——フランス社会変化との関連で——

田 中 道 雄

La stagnation et le nouvel horizon de Hard-discount en France ——relativement aux changement de la société en France——

Michio Tanaka

ABSTRACT

Je voudrais donner mon avis sur la stagnation et nouvel horizon de Hard-discount relativement aux changement de la société en France.

Les compétitions de commerce a trios côtés, ou ce sont les compétitions de “sociétés”, “formes” et “zones”, et puis le changement de la politique ajoute cela.

En 1988, depuis rive oppose, premier hard-discount a pénétré à France. Hard-discount de né à Allmagne a pénétré dans tout le pays en un instant. Particulierement, au début des années 2000, hard-discount était prospéré et au sommet de sa part de marché.

Mais, en les années 2010, l'environnement a dramatiquement changé hard-discount a commencé de décliner. C'était cause depuis le changement de politique.

Je voudrais discuter relativement à 4 côtés dans cet article, c'est-à-dire, le changement de la politique, la compétitions dure, le courant de l'époque, et l'action d'achat.

(2020.11.2 受付／2021.1.12 受理)

Actuellement, hard-discount progresse à nouvel horizon, c'est smart-discount ou soft-hard-discount. Lidl qui a né à Allemagne obtiendra sa part de marché 8% à la fin de 2020.

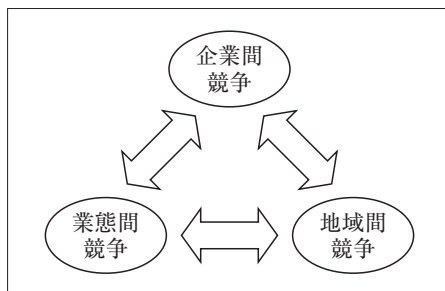
Finalment, je propose l'implication à la distribution japonais.

1. 問題の所在
2. HD——発展の経緯と政策転換
 - 2.1. HD——フランスへの進出と急速な発展
 - 2.2. HD——停滞の始まり
3. HDを取り巻く競争システムの変貌
 - 3.1. 経済近代化法の登場とその対応
 - 3.2. 激化する競争
 - 3.3. 社会的潮流の変化
 - 3.4. フランス人の購買行動
4. HDの転換と新生
 - 4.1. スマート・ディスカウントへの転換
 - 4.2. リドルの新展開
5. HDの変容にみる含意

1. 問題の所在

商業・流通競争を構造的に捉えれば、それは「企業間競争」と「業態間競争」そして「地域間競争」という3つの側面を持つとともに、それぞれの競争が複雑に絡み合った異質・複合的競争とでもいうべき性格を持っている。同時にそれは、それぞれの国・自治体の政策変化に対する企業、業態そして地域による適応力に依存している（図表1）。

図表1 商業・流通の異質・複合的競争
国・自治体の政策変化への適応力



筆者作成

こうした観点からフランスにおける商業・流通競争を見ると、カルフルー、ルクレール、アンテルマルシェ、カジノ、システムU、オーシャンなどの流通企業グループ間の競争、イーペルマルシェ（以下HM）、シューペルマルシェ（以下SM）、ハードディスカウント（以下HD）、ドライブ（以下DR）、独立小売商、マルシェやe-コマースなどの業態間競争、そして都市間ならびに都市中心部と郊外などの立地に基づく地域間競争として捉えることが出来る¹⁾。

1) これらの競争パターンは、当然、わが国においても同様である。ただ、国によってそれぞれ独自の業態がみられ、たとえばフランスでは、ドライブ（DR）の形態が一定のシェアを持っている。

同時に、フランスでは、1973年のロワイエ（Loyer）法、1996年のラファラン（Laffarin）法とガラン（Galland）法そして2008年の経済近代化（KME）法など、流通に関する政策が大きく変化してきた。

また最近では2017年2月に成立し、2018年1月1日より施行された「パリの地位と主要都市の整備に関する法律」²⁾にみられるように、自治体政策の形をとりながら、流通に影響を及ぼす法律も存在している。その内容は、2018年1月1日以降、パリ市内では店舗面積が400㎡を超える小売店とショッピングセンターの出店、拡張、食品中心の小売への業務変更、3年以上営業を行っていなかった店舗の再開について、事前許可の取得が義務付けられている。この規制は3年間の時限措置として盛り込まれた³⁾。

こうした政策の変化は、まさに競争ルールの変更というべきものである。それらの変化により、これまでも商業・流通のあり方は大きく影響され、結果として、多くの企業や業態の繁栄と衰退が引き起こされてきた。

他方、フランスから、より広くヨーロッパ全体に目を転じると、同じヨーロッパといっても、国によって業態の競争力はかなり異なっていることが分かる⁴⁾。既論文⁵⁾でも取り上げたが、国別の動きが良く理解出来るので、ここでは再度、ヨーロッパにおけるディスカウンターの動向について眺めてみたい。

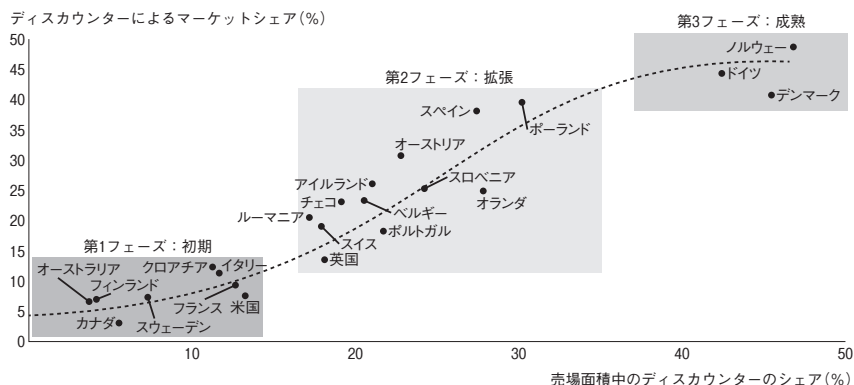
ボストンコンサルティンググループの資料によれば、ディスカウンターは、

-
- 2) 「パリの地位と主要都市の整備に関する法律（La loi du 28 février 2017 sur le statut de Paris et l'aménagement métropolitain）」、出所：Jetroビジネス短信、2017年3月14日号あるいは一般財団法人自治体国際化協会パリ事務所（2017）「フランスの地方自治」平成29年改訂版、pp.38-39
 - 3) 同前。この背景には、2008年の経済近代化法の成立以降、大規模流通業の小規模業態がパリを始めとした大都市に急激に増加したことへの対応とともに、大気汚染に悩むパリの現状が反映されている。
 - 4) フランスでのHDの苦戦とは対照的に、ドイツを始めとした中・北欧諸国でのディスカウントの隆盛は著しい。
 - 5) 田中道雄（2020）「近年におけるフランスのマルシェーフランス文化の琥珀」大阪学院大学商・経営学論集、第45巻第1・2号、pp.31-59

その成熟度によって、左から右に、初期、拡張期、成熟期の3つの段階に分類されるという（図表2）⁶⁾。

図表2. 成熟段階でみるディスカウント市場

Source: Planet Retail, BCG analysis



ドイツ、ノルウェー、デンマークは右上の成熟期に位置づけられ、ポーランドからイギリスまでの国々が拡張期、左下に位置するイタリア等が初期とされる。フランスや米国はイタリアと同じ、初期の中に位置している。しかし、ディスカunterの位置付けが、一概に、今後とも全て右肩上がりの成熟期の方

方向に収束していくという見方をとることは適切ではなかろう。

なぜなら、こうした結果が生まれた背景には、それぞれの国の政策的動向と共に、その競争状況や流通企業それ自体の経営規模や経営力、そしてその国民や地域の社会、経済、文化的な意識や行動が大きく影響していると思えるから

6) Rune Jacobsen, Gavin Parker, Thomas Jensen, Jeroen Magnus, Horger Gottstein, Markus Hepp, and Bill Urda (2017) "How Discounters Are Remaking the Grocery Industry", www.bcg.com/publication/2017/retail-consumer-products, 2018年8月31日ダウンロード

である。その意味で、小論で分析しようとする「フランスにおけるHDの盛衰」という現実こそ、フランス人の日常行動の結果、現れたといえるのである。そこには低価格という価格ベースを中心とした競争問題だけでは捉えきれない、隠された要素を含むことが推測されるのである。

以下では、このHDを対象として、対象地域であるフランスにおけるHDの勃興、繁栄、停滞の経緯を「政策転換」、「業態間競争」、「社会的潮流」、「消費者の特性」等、フランス社会の変化と絡み合わせながら説明し、こうした結果としてHDの形態変容による新生について、その実態を明らかにする。そして最後に、HDの変容にみる含意をわが国流通を思い浮かべながら考えていきたい。

2. HD——発展の経緯と政策転換

2.1. HD——フランスへの進出と急速な発展

HDの歴史に関し、筆者は、これまでに上梓された2冊のフランス流通書で、その内容を詳述してきた⁷⁾。

ドイツで生まれたこのHDの経営モデルは、一般に良く知られている有名ナショナル・ブランド（NB）を販売するのではなく、商業的魅力に乏しい店舗で、パレット販売により無造作に陳列され、大量消費品限定のプライベート・ブランド（PB）による低価格コンセプトである⁸⁾。

1988年、HDはライン川の対岸から、新業態としてフランスに進出し、消費

7) 田中道雄（2010）「ハードディスカウント」田中道雄・白石善章・相原修・河野三郎編著『フランスの流通・都市・文化—グローバル化する流通事情』中央経済社、pp.54-78。田中道雄（2015）「ハードディスカウントの変容」田中道雄・白石善章・相原修・三浦敏編著『フランスの流通・政策・企業活動—流通変容の構図』中央経済社、pp.19-34。

8) 近年のPBに関する国際比較研究として、仲上哲・井上博・佐久間英俊・森脇丈子・杉田宗聰・宮崎崇将（2020）「国際比較によるプライベート・ブランド商品概念の再検討」ふくろう出版がある。

者との唯一の約束である低価格を貫き、その領域を急速に広げていった⁹⁾。いわば、この流通形態のリーダーであるアルディとリドルは、フランスにそのコンセプトを輸出することに成功したのである。HDというポジション自体が、それまでのフランスにはない未開拓分野であったため、出店は燎原の火のごとく、フランス全土に拡大し、一挙にそのシェアを伸ばしていった（図表3）。

前述したように、1996年のラファラン法成立の背景には、カルフル等的大型店抑制とともに、これらHDの進出を制限しようという隠された意図があり、それゆえラファラン法では出店規模の規制を300㎡と小規模店にまで広げた。しかし実際には、このラファラン法によってしても、HDの発展を緩やかにすることは出来ても、抑制することは出来なかった。

その後、HDの勢いは止まるところを知らず、そのシェアは年々上昇を続ける。まさに、2000年代に入ってから2009年まで、HDはフランスにおいて東の間の栄光の時代を迎えるのである。

2.2. HD — 停滞の始まり

2008年の経済近代化法の登場が、フランスにおけるHD停滞の始まりであった。それ以来、HDは年々シェアを低下させ、かつてとは異なり、もはやその成功を約束された業態ではない。HDは2009年の14.3%をピークにして、徐々にそのシェアを失い、停滞し始める¹⁰⁾。フランス経済の低迷が続き、所得が伸び悩み、一般的に低価格購買への要請が強いなかで、それまで誰が低価格であるHDの市場シェア減少を予測し得たであろうか。しかし、現実にはHDのシェアは低下し、他の欧州各国とは異なる動きをみせる。

それでは何故、フランスにおいてHDは停滞したのだろうか。

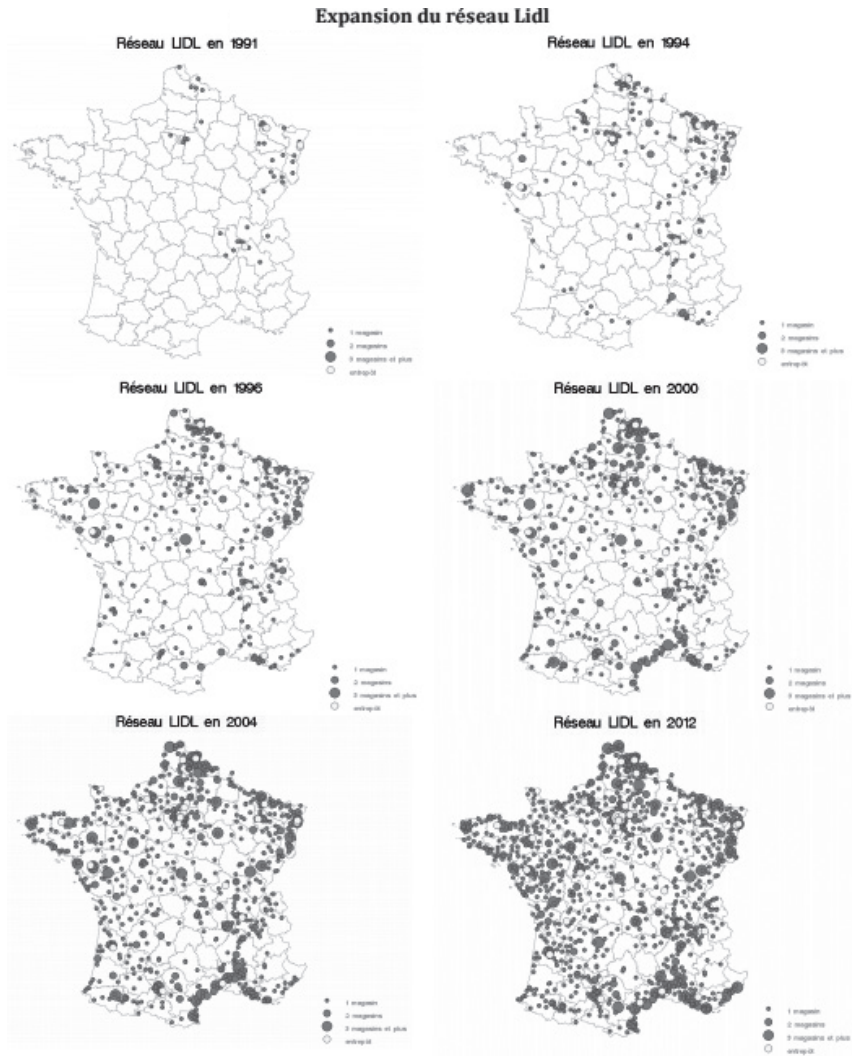
この点について、ベアトリス デュラン・メグレ（Béatrice Durand-Megret）

9) 田中同前。

10) 田中同前。

図表3 フランスにおけるHD—リドル（Lidl）の浸透経緯図

Source: Pierre Biscoup, Insee (2015) "La concurrence du hard discount: quels effets sur le prix et l'emploi? INSEE



は、4つの指標により、その原因を探っている¹¹⁾。それをキーワードで言えば、「先駆者」、「特にこのための需要」、「好都合な法体系」そして「リーダーとしての位置づけ」である。

彼女は、フランスで力を発揮したアルディとリドルは、ドイツにおける先駆者であり、かつ食べ物に対し倹約を好み、人口の56%が価格要因を重視するというドイツ人の市場を相手にしていると説明する。また、ドイツでは、密度の高い店舗展開を可能にするように法体系が整備され、両社はドイツにおけるリーダーとしてその市場適応を可能にした。

一方、フランス資本で展開したのは、カルフル傘下のED等であったが、これらはあくまでも先駆者ではなくフォロワーであった。加えてフランス人の美食傾向とナショナルブランド（NB）に対する高い志向という点で、両国の差は著しい。メグレによれば、ドイツ人によるNB商品の購入は41%に留まるが、フランスでは61%であるという。しかも、前述のラファラン法にもみられるように、フランスの法体系は、基本的にHDの展開を阻止する意向があり、かつまた労働者の側でもHDのビジネスモデルによる過酷な労働条件に激しく反対したのである。それゆえ、HDはフランスではリーダー的な業態になることが出来ず、NB商品への志向と顧客とのコミュニケーションの不足が課題として残されたという。

ベアトリス デュラン・メグレの説を念頭に、さらにHDが停滞した理由を考えていこう。

前述のように、それはフランスの流通政策変化による競争環境の変化であるとともに、HDそれ自体が持つ課題として指摘できよう。

まず政策的変化に伴う業態間競争の激化により、HDの停滞に繋がる要因として、大規模流通業による近隣型で小型の小売業態（Grande proximité）の展

11) Jonathan Riquier (2019) "Distribution: Pourquoi le hard discount se développe mal en France?" <https://www.emlv.fr>

開をあげることができる。カルフルがカルフルシティ、カルフルエキスパレスなどの店舗展開で示したように¹²⁾、近隣での小型業態の進化と成功が、単なる低価格だけでは、もはやフランスで成功することはできないことを示したのである。

大規模流通業の近隣型の小売業態は、高い商品イメージを持つNBを多数取り扱い、HDと同じ価格帯での商品レベルの品揃えを広げ、提供した。

またサービス面では、重い荷物を配送する取組みなどを導入し、低価格のみであったアルディやリドルの競争優位性を弱め、もはや消費者にHDへ通う必要性がないことを感じさせた。

次いでHD自体が持つ課題としては、「魅力の乏しい店舗」、「店内の乱雑さや汚さ」、そして「不衛生」などにみられる店舗イメージの低さがあげられる。特に、2011年のリドルにおける食肉の食中毒事故により、そのイメージは更に低下した。

こうした動きの中、2015年春、雑誌LSAに掲載され、流通業界に大きなインパクトを与えたニールセンによるHDの将来予測では、HDは急速に衰退し、将来は近隣型小売業態と交代し、2016年にそのシェアは3.9%に激減するものと予測されたのである（図表4）¹³⁾。もとより、現実にはこうしたドラステックな事態には至らず、HDは今もなお、一定の影響力を持っている。

ただ、さまざまな報道がHDの終焉を告げていた。「その市場シェアにみられるようにHDは崩壊する」。「厳しいHDのモデルはフランスでは未来がない」などのように・・・

しかし、現在HDは形を変えて生き残っている。2015年のHDの市場シェアは11.5%を示しているし、2019年の市場シェアは漸減しながらも、未だ11%を

12) カルフルは、経済近代化法の制定を受けて、多くの新たな近隣型小型小売業態を市場に投入した。

13) Nielsenの予想図 LSA 2015.4.28号

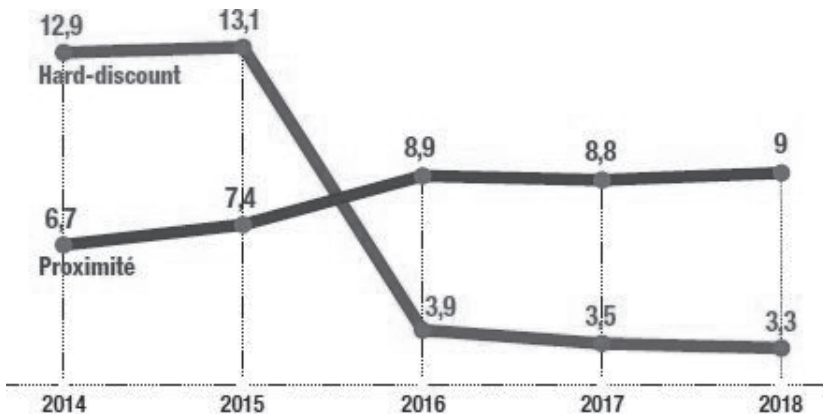
図表4 近隣型小売業態がHDを飲み込む

出所：Nielsen, LSA 2015.4.28号

La proximité va avaler le hard-discount

Prévision de part de marché, en %, des circuits harddiscount et proximité de 2011 à 2018 sur le total circuits de distribution (HM + SM + HD + drive + proximité), à 100%

Source: Nielsen



Les magasins de proximité avancent à pas de géant

Morgan Leclerc | stratégie, Magasin de proximité, Jean-Charles Naouri

Publié le 28/04/2015

維持しているのである¹⁴⁾。ニールセンの予測は大きく外れた。

もとよりそれは、かつての汚く、安っぽいHDではなく、最近では、SDMP (Supermarchés dominante marque propre : 自己ブランド主体のスーパー) やSHD (ソフト・ハードディスカウント) と称する呼び方へと変化している。

では、それらの現状を引き起こした要因は何だったのか？それはまさに、フランスの社会的、経済的、そして文化的な要因に求められよう。

以下では、これらHD停滞の要因と新生への変化を促す背景について、前述

14) Kantar Worldpanel-Annee 2019, Linéaires (2020) "Distribook: Tous les chiffres de la distribution alimentaire Edition 2020"

する「政策転換」、「業態間競争」、「社会的潮流」、「消費者の特性」という4つの要素と絡み合わせながら問題に接近してみよう。

3. HDを取り巻く競争システムの変貌

3.1. 経済近代化法の登場とその対応

1996年に制定されたラファラン法やガラン法により、店舗展開の制限や卸売業等との取引規制がなされ、それは大規模流通業の手足を縛り、著しくその競争力を欠く結果となった。

それらの動きと相俟って、HDのシェアは2001年の10.1%から2009年には14.3%へと順調に増加する。当時、フランスでのHDのシェアは、遠からず20%を超えるものと予測されていたのである¹⁵⁾。

しかし、これらの動きは、2008年の経済近代化法の登場により大きく転換を余儀なくされる。

2008年の経済近代化法によって、ラファラン法・ガラン法により規制されてきた大規模流通業に対するさまざまな制限が弱まり、それを契機として、その戦略は大きく変化した。まさにそこから、大規模流通業の逆襲が始まり、新たに企画された近隣型小売業態による都市内部への高密度展開が進んだ。

たとえばカルフルでは、2008年以降多くの新業態が立ち上がった。現在でも、カルフルシティ、コンタクト、エクスプレス、モンターニュ、ショッピ、マルシェプリュスなどの業態を展開している。

さらに冷凍食品販売で知られるピカール（Picard）もまた、都市部に展開を始めた。ピカールはパリだけでも100店舗以上を展開し、近年ではやや人気に陰りを見せてはいるものの、冷凍技術の向上による中・高品質でやや低価格の

15) 田中同前。

商品提供により、一定の存在感を示している。

これら新業態による展開は、とりわけ近隣型の形で展開される。そこでは、近隣型小売業態の価格的な競争力が著しく向上し、HDの地盤を切り崩していった。また殺風景な店づくりのHDとは異なり、大規模流通業の近隣型小売業態は、低価格ではあるが一定の快適な店づくりを指向している。

その結果、1年間で60万人の消費者がHDを捨て、近隣型小売業態に移行したといわれ、HDに大きな打撃を与えた。HDの店舗数は、2012年の4,766店から2020年1月には、3,407店にまで減少している¹⁶⁾。

そして、こうした近隣型小売業態を始めとする近隣型のチェーン店が続々と進出することにより、前述する新たな政策変化としての「パリの地位と主要都市の整備に関する法律」などが現れ、再び、流通企業の競争ルールが変化している。

3.2. 激化する競争

近年、企業間競争の変化は激しいが、とりわけ業態別の変化も著しい。特に、ドライブといわれるDR形態の急激な進展がみられる。DRの店舗数は、2009年の1,400店から2020年1月には、5,205店へと大きく伸びている¹⁷⁾。もちろん、こうした点も含めて、フランス人の購買行動もまた世界的な潮流の影響を受け、ICTによるe-commerceに大きく傾斜している。

ただ、近年の世界的な大規模流通業の動きをみれば、カルフルを始めとするフランス企業の伸び悩みを指摘することができる。2002年時点で、世界第2

16) Dtribook 2020, ibid.

17) Dtribook ibid.、なおドライブ業態については、森脇丈子氏の一連の業績を参照されたい。たとえば、森脇丈子（2015）「流通小売業の低価格競争下での'Drive'の展開」田中道雄・白石善章・相原修・三浦敏編著『フランスの流通・政策・企業活動－流通変容の構図』中央経済社、ならびに森脇丈子（2019）「フランス大手食品小売業の'Drive'の現状と課題」『日仏経営学会誌』第36号。

位であったカルフルは、2018年では第9位へと後退している¹⁸⁾。

実はこのフランス流通の経営力の停滞傾向は、HDにおいても表れている。たとえば環境変化への対応力では、アルディ、リドルなどのドイツを中心とした外国系とフランス系との間に、かなりの経営格差がみられる。

次に、価値ベースの面からフランス系と外国系に分け近年のHD動向をみれば、HDの全体伸び率が-0.4%であるのに対し、フランス系は-4.0%と大きく減少し、一方、外国系は+3.9%の増加を示している。また量ベースでは、全体が-0.5%であるのに対して、フランス系は-2.3%、外国系は+0.4%という数値を示している¹⁹⁾。ここにベアトリス デュラン・メグレが示したリーダーとしてのドイツ系とフォロワーとしてのフランス系の政策対応力、環境対応力、商品対応力などの点で、顕著な違いがみられる。

そこから、カルフルとそのHDブランドであるディアについては、いろいろな資産の売買により、実際の店舗戦略は、ディアの店舗を、より収益性のあるカルフルマーケットやカルフルシティに変える動きへとつながった。

今日、HDの経営サイドは、フランス人が未だ価格には敏感であり、収入との関係で購買予算をカットせざるをえないことも十分承知している。そして、その動きにうまく対応するために、驚くようなりセットをするしかないことも理解している。それは後述するリドルの動きに如実に表れてきた。

3.3. 社会的潮流の変化

商業・流通競争システムの変化に大きな影響を与える要因の一つとして、フランスを取り巻く社会的潮流の変化が指摘できる。

近年、フランスでは各地でイスラムに遠因するテロ事件が発生し、市民社会

18) デロイトトーマツ、Global Powers of Retailing 2018による。なお、2019年版以降では、カルフルの名前はランキングから除外されている。

19) LSA 2015.9.3号

に大きな影響を与えてきた。それはさまざまな面でフランス社会の分断につながっている。同時に、時代の風 (L'air du temps) の変化によって、アーバンファームや自然エネルギー、エコノミーとエコロジーを合体したエコロノミーなど、環境問題にも関心が集まる²⁰⁾。

たとえば、2020年7月、パリ市長に再選されたアンヌ・イダルゴ (Anne Hidalgo) は、環境問題解決をイメージして、「都市の森 (forêts urbaines)」の構想を唱え、それは自転車100%、何ヵ所かの都市の森、そして歩行者中心の方向へとパリを変えていこうとしている²¹⁾。こうした提案の背景には、フランスにおける環境問題への関心の高さとともに、いわゆるBoboといわれるボヘミアン志向の裕福な若者 (bourgeois bohémien) 達の存在がある。

また大規模流通業により進められたいわゆる「近代化」が、フランスの農村、農産品、中小小売業やアルチザンなどを破壊したという論調は、政治家やマスコミを巻き込み、社会的にもさまざまな影響を及ぼしている。そこには、経済合理性で進められてきた過去とは異なり、その対極に位置するグローバリゼーションの否定やMade in Franceを愛するという地域からの思考が潜在している²²⁾。

それらの結果とあいまって、これまでのような価格面以外の満足に対する志向が増大しているといわれる。現実において、フランスでは経済的苦境は未だに続いており、生活レベルが上ったわけではない。にもかかわらず、その購買行動は価格志向一辺倒ではなく、フランス人の生活スタイルにより大きく影響されているのである。

20) こうした関心は、映画“demain” (日本版tomorrow: パーマネントライフを探して) などにも表れている。

21) <https://www.lci.fr/planete/a-quoi-ressembleront-les-forêts-urbaines-annoncees-par-anne-hidalgo-a-paris-2159996.html> 2020.9.14.download

22) 周知のように、2020年の武漢発症の新型肺炎による影響は、フランスにおいても、より自国中心主義を押し進める可能性が強い。

そこに、有機食品（以下bio）の流行があり、カルフルシティなどでも、bioの製品が目につく。とりわけ、食品の場合は、bioへの傾斜が著しい。これには前述する環境問題や健康志向の動きが影響している。

既論文でも指摘したように²³⁾、現在、フランス人の多くが、なんらかの形でbio食品を食べている。とはいえ、100% bioだけの生活という比率は、まだまだ僅かに留まる。bioの購買動機も「健康」や「環境」が多くを占め、「味」や「スキャンダル」を凌駕している。フランス人の生活が健康志向、環境志向であることがはっきりと読み取れる。

HDはさまざまな課題を抱えているとはいえ、bioの購入場所では14%のシェアを持ち、未だに一定の占有率を示す。こうしたbio比率の向上は、ビーガン運動などにもみられるようにフランスの社会的潮流変化と大きく関わっており、恐らくこれらの動きは今後とも続くものと思われる。

一般に、HDでは価格面の低廉さを追求するあまり、どうしても、その取り扱い商品は低廉な外国製品を扱う比率が高くなる。しかし、近年、フランス人には、前述するように国際化へのアンチテーゼとしての地域からの思考に基づくMade in Franceへの愛着という動きがあり、それはフランス人によるフランス産食品への愛着という建て前と、他方で価格志向という本音との間で揺れ動くのである。

3.4. フランス人の購買行動

商業流通連盟（Fédération du Commerce et de la Distribution）によれば、現代のフランス人の農産品の購買は、より多様化している。ほとんどのフランス人は、HMやSMを使っているが、同時に補完的に近隣での別業態で買物している²⁴⁾。ハイパー、スーパーについて、伝統的な店舗、すなわち八百屋、肉

23) 田中道雄（2020）同前。

24) Fédération du Commerce et de la Distribution（2018）“Nouveaux modes de consommation ‘responsable’ et emploi”

屋、豚屋、惣菜屋、魚屋、チーズ屋などに出かけ、ついでディスカウンターやマルシェに出かける。また前述のように、冷凍食品もその比率を伸ばしている。

当然のことながら、今日のHDの経営動向には、これらフランスの消費者が有する基本的価値意識の影響があり、それはHD企業の変化に如実に表れてきた。

この場合、フランス消費者の特性をどのように表わすことができるのだろうか？

ここでは、その一つの事例を示してみよう。

クロティルド・ブリアール (Clotilde Briard) は、Linkfluence と Harris Interactive の調査をもとに、HD に対するフランス人消費者のプロフィールを 4 つに分類している。すなわち、「資産家」、「戦略の対象者」、「ディスカウンター好み」そして「身動き出来ない人々」の 4 つである²⁵⁾。

彼等によれば、まず、「資産家」は 50 歳以上の男性で、いわゆる社会的なエスタブリッシュメントである。彼等はほとんど HD には行かない。ついで「戦略の対象者」は女性が多くを占め、実践的な態度を示し、ブランドイメージはそれほど重要ではなく、品質と価格の関心に興味を示し、HD に満足している。また「ディスカウンター好み」は、この種の流通のファンであり、買物することを喜んでいるが、移り気であり、忠誠心は薄い。最後に、「身動き出来ない人々」は、金銭的な制約のため HD に頻繁に赴く。当然、HD に良いイメージを持っているわけではないが、そのように行動せざるを得ない。

これらが良きにつけ悪しきにつけ、フランス人の大半の感覚を表わしているという²⁶⁾。

フランス人は日々の商品購入について、それぞれのアプローチ（保存食品、

25) Clotilde Briard (2017) "Portrait des Français face au hard discount" <https://www.LesEchos.fr>

26) *ibid.*

缶詰め、生鮮品)を持っている。彼等がかつてのように、大量の購入をせず、よく知られたブランドのいくつかの優れた品質の食品を選ぶことを好む。そのうえさらに、彼等はコープなどに代表される購買活動の消費者運動にはあまりアプローチしない。なぜなら、快適でフレンドリーな環境で買物することこそが重要だからである。そこではサービス、環境、品揃えが重視される。このフランス人の「多様性の中から選択する喜び」や「グルメへの憧れ」が、HDが持っている性格とは基本的に合わない。

一方、かつては価格面で劣っていたと思われるHMやSMと比較すれば、今や、多くの品目でHDよりも低価格の商品が圧倒的多数を占めているのである。図表5は、同じような製品をひとくくりにして業態別に価格比較したもの

図表5 業態別の製品価格の比較

単位：ユーロ

	HD	SM	HM
・ ペットフード	2.50	1.60	1.50
・ ビスケット・キャンデー	9.30	7.50	8.50
・ 温かい飲み物	13	10.90	10.90
・ ジャム・ペースト	5.30	4.60	4.60
・ デザート	3.60	3.80	3.60
・ 水	0.70	0.70	0.70
・ ボディソープ	4.90	3.40	4.40
・ 果物ジュース	1.20	0.90	1
・ 洗剤	17.60	16	12.80
・ 朝食	4.10	3.30	2.90
・ ベビー用品	23.50	21.10	21.30
・ 乳製品	18.80	17.10	17.10
・ 冷凍品	11.40	9.20	8.90
平均価格	116.1 1年で13.4%UP	100 1年で7.8%UP	98.10 1年で6.2%UP

Source: Familles rurales

Le hard discount ne propose plus les tarifs les moins chers—Le Parisien 2018

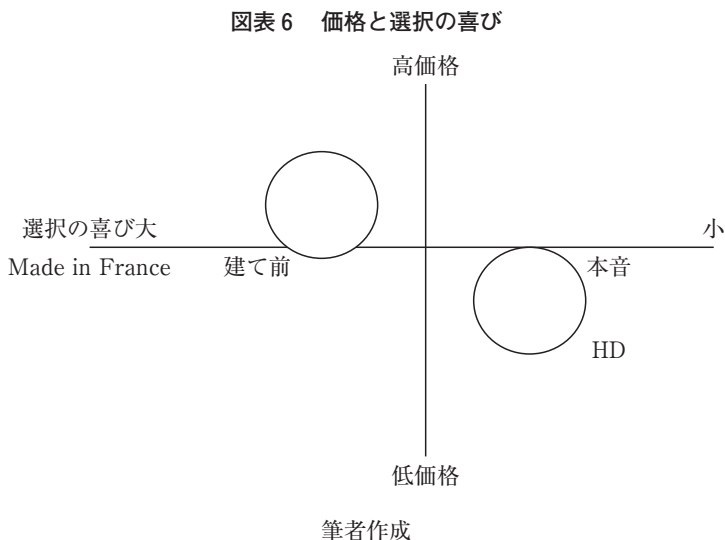
である。ここに示されているように、2018年における製品価格を比較すれば、HMが98.1ユーロとなり、今や圧倒的に優位となっている。ついでSMが100ユーロである。低価格とされていたHDは116.1ユーロと最も割高である。

また過去1年間で、HMの値上がり率が、6.2%であったのに対し、SMでは7.8%、HDではなんと13.4%の価格上昇となっている。

こうした選択の喜びと価格・予算的制約あるいはMade in Franceへの愛着などを図表化すれば、**図表6**のようになろう。Made in Franceに対する建て前と本音を考えつつ、建前的には選択の喜びを志向しながら、他方で本音としてのより低価格を追求する姿として表れよう。

同時に、近年、フランス人の購買行動はこれまでの店舗での購買から、インターネット等を活用した複数の購入経路を使う傾向が高まっているのも事実である。

今日、HDはもはや価格に関して独占的地位を持つてはいない。しかし、価



格面での商品レベルのなかで、かつ予算的制約と選択の喜びとの間で、流通の将来動向を予測することは困難である。最終的にはその時代の消費者がそれを決定するのである²⁷⁾。

ただ、他のヨーロッパ諸国に見られるようなディスカウント比率の向上という現状を考えるなら、やはりそこにフランスの社会、経済、文化的な特性がはっきりと示されていることが読み取れるのではなかろうか。

4. HDの転換と新生

4.1. スマート・ディスカウントへの転換

フランスには、いわゆるプチブラッシュ²⁸⁾といわれる非食品のディスカウントチェーンがある。フランスで500店の店舗を持つGiFiやオランダ生まれの安いお土産店Hema等の他、Action、Centrakorなどが知られている。こうした非食品のディスカウントチェーンもまた、フランス社会に適応するため、大きな変化を余儀なくされてきた。

民間研究所であるXerfiによってなされた低価格店の調査²⁹⁾によれば、HemaやGiFiなどのいわゆる低価格店は、その経営規範が破壊され、今後は低価格のシステムと別れて、スマート・ディスカウントに移行するという。

低価格店が流通競争に留まるためには、進化しなければならないし、攻撃的に新市場に入りこみ、そこで攻勢をかけねばならない。Xerfiによれば、その意味で低価格店はスマート・ディスカウントの方向に転換する。

この傾向には2つの主な理由がある。まず消費者の側からみれば、フランス

27) Le hard discount aurait – il trouverses limites en France? (AC Franchise.com) 03/07/2015.

28) プチ（小さい）プライス（価格）で、低価格を意味する。

29) Petits prix: Quand le Hard Discount devient Smart Discount (Franchise magasin—— Selon une etude Xerfi)

において長く続いてきた危機の時代のおかげで、消費者は利口な購買行動へと進化したのである。他方、店舗の側からみれば、その発展を確かなものにするための店舗駐車場の規模拡大による広域商圈の獲得である。

ここ何年か、低価格店はその提供物の近代化に努力してきた。「品揃えを改善しつつ、低価格アイデンティティという特色を引張り続けるのではなく、安売りという悪いイメージを手放そうとしてきた。」この進化した転換モデルは、「破格的な価格、品質イメージとサービスレベルの向上、豊かな買物経験」を重ね合わせたスマート・ディスカウントという形となり、そこへ顧客を導いていったのである。

こうした動きは食品においても同様の形で、とりわけフランス国外からもたらされた。食品ディスカウントであるHD領域において、アイルランド生まれのスマート・ディスカウントであるプリマーク（Primark）がフランスの市場に登場したのである。このスマート・ディスカウントは、「破壊的価格」、「簡素化プロセス」、「最少マーケティング」、「価値ある店舗」、「選択と品質」、「アドバイス」という6つのキーワードを有している。

4.2. リドルの新展開

4.2.1. ソフトーハード ディスカウントとは

壁に突き当たったHDチェーンは、非食品の店舗同様、その競争力を失った。そしてHDが直面した厳しい環境変化のなかで、自らが存在し続けるために、HDは全ての面で店づくりの再検討をしなければならなかった。その先頭を切ったのが、リドルであった。

リドルは商品の幅を広げ、レベルをあげ、イメージを変える店舗づくりを始める。後述するように、リドルはコミュニケーションのやり方を変え、品質イメージと新鮮さを高めた。その戦略は、また取り扱い商品を最低1,000品目から5,000品目を超えるまで広げ、消費者に一層の選択の喜びを提供した。

しかし、残念ながら、それまでに持たれていたイメージの欠陥は大きく、新たな顧客を引き付けるには長い困難な期間が待ち受けていた。こうした動きは純粋なHDから脱皮して、いわゆるソフト・ハード ディスカウント（SHD）への移行として捉えることができる。

前述するように、雑誌LSAではHDの凋落を予想した³⁰⁾。しかし現実はその後、そのようにはなっていない。それはまさに、HDそのものが変容し、新生したことからきている。

ここでのソフト・ハード ディスカウントの特徴は、店内ベーカーリー、生鮮食品、ブランドの導入、店舗の拡大、時間の延長、支払い方法の多様化など多くの変化を指している³¹⁾。こうしたトレンドのなかで、リドルは2020年にはヨーロッパ全体で430億ユーロ、アルディは200億ユーロの売り上げを目指している。大規模ディスカウントチェーン全体では、2014年の1,940億ユーロから、2020年には2,730億ユーロが目標とされ、それはヨーロッパ食品市場の14%を占めるであろうといわれる³²⁾。

以下では、フランスの新聞フィガロに掲載された記事をもとに、フランスにおけるリドルの動きを跡付けてみよう³³⁾。

4.2.2. リドル——その発展の再開

リドルはHDのポジショニングを近隣型スーパーへと変化させ、2012年以來ストップしていたフランスでの店舗をやり直すことを決定した。確実に、約20店のニューリドルが2017年に日の目を見、フランス・リドルの総帥である

30) LSA 2015.4.28号

31) Source: European Grocery Discounters report-nov 2015 ここでは、“The rise of the ‘soft-hard’discount” 2017.10. The Export Networkより引用。

32) ibid.

33) Le Figaro Premium, Le Figaro.fr avec AFP, “Lidl relance son expansion en France” 13/06/2017

Friedrich Fuchsは「2017年に、われわれはフランスで新たな形の店舗創設を行う」と述べた。

2012年、リドルはフランスで約1,500店舗を擁していたが、新たな店舗の開店を中止し、駐車場付き店舗のリノベーションに集中し、それまでのHDパターンからの撤退と品質レベルの向上を決定した。リドルはフランスに2,000カ所の用地を持っている。

Fuchsは、リドルで買ったステーキの大腸菌により、食中毒を起こした5人の子供の入院後1年以内の2012年5月、フランス・リドルのトップについた。フランス人によるHDへの愛着が薄れるなか、リドルの市場シェアは後退するだろうと予測されていた。「われわれは再構築しなければならなかった。2つのオプションがあった。一つは店舗の半分を閉めること、今一つはHDのモデルを全体的に再検討すること。それは賭けであった。」とFuchsは回想する。

しかし2018年前期には、リドルは市場シェアを5.5%へと伸ばし、量的にみればオーシャンやシステムUを追い抜いた。2020年末にはそれは8%に達するだろうといわれる。そのため、発展に加えて新たな品質イメージに適合するため、残っている700店舗のリドルのリノベーションを急いでいる。

図表7に示すように、2012年以来、リドルはその店舗数を増加させ、最近で

図表7 HDの店舗数と平均面積の推移

	フランスの店舗数(店)		平均店舗面積 (㎡)	
	2018年版	2020年版	2018年版	2020年版
リドル	1,485	1,550	850	1,200
アルディ	889	890	760	821
リーダープライス	777	635	850	850
ネット	295	291	800	830
ノルマ	70	71	670	680

Source: Distribook 2018, 2020

も2017年の1,485店から2019年には1,550店と増やした。一方、他のHDの店舗数には、ほとんど変化が見られない。かつその平均売場面積を850㎡から1,200㎡へと大きく拡大することで、専門性を回復し、生鮮食品志向を強め、店舗の改修のために毎年4億～6億ユーロを投資した。生鮮食品志向は多様化として理解され、今後、それは各店舗で売上高の約50%を実現させる。目標は、2010年に40%であったMade in Franceの製品を75%にすることだとFuchsはいう。

同時に、リドルは、旅行に特化したインターネットサイトも展開する。その戦略変化から、フランスの売上高は毎年「2倍」で推移していると述べている。その意味では、もはやリドルはとてもHDとは言えず、今後はこれらの言葉を使うことを嫌がるであろう³⁴⁾と記事は締めくくっている³⁵⁾。

5. HDの変容にみる含意

これまでも見てきたように、フランスにおいて、2000年代にHDは全盛期を迎えたが、僅か10年後の2010年代に入ると急速に衰退始めた。もとよりそこには、「企業間競争」、「業態間競争」、「地域間競争」の激化があり、加えて「国・自治体の政策変化」の影響があった。しかし、リドルに代表されるように、HDは今や大きく変容を遂げ、再び、フランス流通における強力業態の一つとして再登場してきたのである。

こうしたフランスにおける一業態であるHDの発展、停滞、衰退、変容、新生の動きから、われわれはどのようなことを学ぶことが出来るだろうか。わが国の流通の現状を思い浮かべながら、そこから導かれる含意について、やや大胆に考えてみたい。

34) Marc Grandmontagne, 'Le hard -discount n'est plus tres "hard".', www.francebleu.fr/emissions/conso-matin/lors-sine-nord 11/06/2018

35) 2020年の新型肺炎は、旅行ビジネスにも壊滅的な影響を与えている。

まず第1に思い浮かべるのは、流通形態と国民性の問題である。

その典型的な事例がフランスとドイツのディスカウント比率の比較であろう。われわれは欧米と一口に言うが、もとより、米国と欧州は異なり、かつドイツとフランスでも、その生活スタイルは大きく異なる。とりわけ、食生活に対する志向の違いは大きいようである。この食生活志向の差異は、当然、その流通形態の違いとなって表れるであろう。

もとより、当初のHDの隆盛にみられたように、フランスにおいても価格要素の影響は大きく、それがHDの急激な発展をもたらした所以でもある。そして2000年代当初はその影響力の大きさが見誤られ、フランスもまたドイツ同様、HDシェアがさらに高まるものと予想されたのである。しかし、現実はそのようではなかった。フランスにおいては、厳しい経済環境下にあいながらも、近年、価格要素より品質要素のほうを重視するという志向を示しているのである³⁶⁾。その結果、HDは停滞し、衰退する。

そこに、流通形態が当該国や当該地域の生活スタイルを反映し、適応するために変容を余儀なくされるという動きが示されている。その意味では、まさにそれぞれの国の流通形態は、現代の民俗学といっていい側面を包含しているように思われる。その意味で目をわが国に転ずれば、日本における流通形態の発展とその動向は、まさに日本人の民俗性の反映であり、それを大胆に捉えるならば、将来の「流通民俗学」への可能性を開くものといえるかもしれない。

ついで第2は、流通業態変容の中身である。

かつての大規模流通業を利用したワンストップショッピングとは異なり、フランスにおいて大規模近隣型店舗や新生リドル等のソフト・ハード ディスカウントが採用したのは、わが国のコンビニエンスストア同様のミニ・ワンストップショッピングへの志向であった。もとより、フランスではコンビニとい

36) 田中前掲論文。

う名称ではないが、その実態はそれに近い。こうした近隣型店舗による便宜性向上の動きは、洋の東西を問わず、今後とも深化するものと思われる。

わが国同様、フランスにおいても高齢化は進んでおり、かつてのように週1回、大量に購入するという傾向は弱まり、少量ずつ何度も、気に入ったものを購入するという購買行動が増加してきた。当然、そのためには遠方での購買はその比率を下げざるを得ない。当初のHDの隆盛もまた、その低価格と近隣立地の強みを期せずして実現していたからこそ、成果を上げたということができる。

しかし、それは経済近代化法の出現により、今やHDだけの強みではなくなったのである。これらの点は、わが国においても商業の集約から分散の動きへの圧力として働く。地域に最低限必要な商業を維持するために、商店街型の集積商業政策から脱して、分散型独立商業の育成支援こそが必要な時期を迎えているのではなかろうか。

そして第3は、食における健康と環境志向の高まりである。

この点は、前掲拙論文³⁷⁾でもすでに触れたが、フランスではわが国以上に、食生活における健康と環境が意識されており、安心・安全な食品へのニーズが高い。それが直接的にbioという形として示されることで、結果としてマルシェの復活をも後押ししている。

HDにおいても、こうした傾向は例外ではなく、リドルにおいてもMade in France比率の50%以上という目標を掲げている。こうした動きは、かつてのように大量で安価な商品を域外国に依存するという、いわゆるグローバル化の逆流として働き、まさに地産地消の動きとなって、フランス農業擁護の動きとも連携している。このことはビーガン運動などにもみられる。その意味で流通活動は、これまで唱えられているように、地理的、時間的、所有的な懸隔を埋め

37) 田中同前。

る役割を持ち、食品等の需要・供給を結ぶ役割に留まらず、社会的な意味を持つ機能として再編成される時代へと突入していることを示唆しているのである。

以上、フランスにおけるHDの停滞と新生に関して、フランス社会変化との関連で問題を眺めてきた。それはわが国流通の将来にも、さまざまな示唆を与えるものである。われわれは、これまでも長い間、欧州、とりわけフランス、ドイツ、イギリス等から多くのことを学んできた。今や、超高齢社会に突入したわが国は、さまざまな面でこうした互いの経験を学習し合う時代に突入している。その意味で、同様の課題に直面している諸外国の流通研究の意義は、ますます高まっているように思われる。

*なお、本研究はJSPS 科学研究費 18K01900の助成を受けたものである。

江戸前期萩藩の会計制度 ——地方自治体会計・特別会計の源流——

郡 司 健

Accounting and Reporting System of Hagi-Han in Early Edo Period —— One Provenance of General Account and Special Account for Local Government ——

Takeshi Gunji

ABSTRACT

A feudal clan so-called 'Han' as decentralized local government in Tokugawa shogunate system ('Tokugawa Bakuhan System') governed their territory under approval of Tokugawa central government. The governments grasped their activities and overall performances through reporting of amount of rice crop and cash flow. The daimyo as feudal lord, chief retainers and financial officers in the Han were planning future activity and financial improvement by the shape of the financial budget and were put into effect in practices.

Hagi-han started from difficult situations and couldn't improved gradually financially in early Edo period (1600~1750). In latter Edo period (1751~1869) Hagi han recovered sharply, because the special accounting system so called buiku system were established and come into succes financially, commercially and manufactually.

This paper considers Hagi hans' financial activities in early

(2021.8.31 受付／2021.9.7 受理)

Edo period through investigating the financial reporting for the amount of rice amount (Komedaka or Kokudaka) and the cash flow of the silver coins (Gindaka) in particular, before considering the aggressive performances of Hagi han in the latter Edo period.

はじめに

徳川幕藩体制における分権的地方自治体ともいえるべき諸藩の活動とその重要な変化は財務状況の報告を通じて全体的に把握・報告される。とりわけ、藩の財政担当者はそのつどの財務報告（収支報告）を通じて上層部に財政状況の変化を伝達し、上層部はこれに基づいて将来の活動・財務改善計画を財務（収支）予算の形で立案し実行に移すことが多い。

江戸時代の期間区分に関しては、2区分（前期・後期）や3区分（初期・中期・終期ないし末期）が採用されることが多い。その区分の画定にあたっては、幕府を中心に有力將軍の在位に基づく区分、元号別、諸藩の場合在位の藩主別、重要な歴史的事実（取りあげる特定視点）等々によってなされる。その区分の画定は相対的であり、諸説様々である。たとえば、幕府を中心とする3区分の場合、享保から寛政まで（1716～1800）を中期とし、それより前を初期、それより後を終期とすることがある。他方、萩藩を中心とする時代区分としては、田中誠二博士にあっては、萩藩財政史研究の観点から萩藩中期を天和2年（1682）から宝暦元年（1751）までとされ、これより前が初期（前期）、これより後が終期（後期）とされる¹⁾。

それでは2区分の場合はどうであろうか。小川國治博士は、萩藩（長州藩）藩政改革の観点から、中興の祖である毛利重就公の在位期間である宝暦元年（1751）から天明2年（1782）年までを転換期として研究を展開されている²⁾。このことから、萩藩に関しては転換期である宝暦元年（1751）をメルクマールないし期間（時間）軸としてこれ以降を後期、これより前を前期というように2区分することが考えられる。

そうすると前期は、徳川幕府開府の1603年から1750年となる。ただし、萩藩

1) 田中誠二『萩藩財政史研究』塙書房、2013年、167頁。

2) 小川國治『転換期長州藩の研究』思文閣出版、1996年、48頁。

に関しては関ヶ原合戦の1600年に毛利家は防長2国に減封され、萩で開府した。江戸前期は、萩藩に関しては、実質的には1600年から1750年の150年間となる。江戸前期において、萩藩は、大幅な財政赤字に悩まされた。江戸後期の初頭（宝暦期）に長期的視野をもって特別財政・会計制度である撫育制度が創設された。

江戸前期初頭の萩藩は、減封と旧領の税収返還（返租）という非常に厳しい状況から出発し、その都度生じる幕府手伝普請、積み重なる諸経費と藩債増加等の財務的困難に対し、士卒や庶民からの馳走（米・銀の献上）と検地増石によって何とか凌いできた。しかし、とくに元禄期には節約・儉約の気風も緩み、しかも元禄16年（1704）11月の江戸大地震により藩の財政はますます困窮に陥った。

この傾向は江戸後期の前半（1700年代）後半においても益々酷くなった。この切迫した時期になって、萩藩は撫育制度という独特の特別活動・会計制度を採用して積極的財政改革を展開し、これをさらに産業振興・兵制・教育改革等の藩政改革へ拡張していった³⁾。この特別活動・会計制度は幕末萩藩の危機存亡の時において重要な役割を果たすこととなる⁴⁾。しかし、このような撫育制度の萌芽は、江戸前期の度重なる財務改善努力の過程においてすでにみられるところである。

このような江戸後期の積極的藩政活動の検討に先立ち、本稿では、江戸前期（1600～1750）における萩藩の活動について、とくにその時々々の財務報告（収支報告）の内容・特徴とともに、藩の全般的な財政的活動を、その収支計算・報告にかかわらしめて考察してみたい⁵⁾。

3) 末松謙澄『修訂防長回天史』柏書房、1967年26-29頁。三坂圭治『萩藩の財政と撫育制度』（改訂版）マツノ書店、1977年、95-114頁。林三雄『長州藩の経営管理』文芸社、2001年、55頁、58-63頁。

4) 末松前掲書、21-22頁。三坂前掲書、15-16頁。三坂圭治『山口県の歴史』山川出版社、1971年、165-166頁。林前掲書、191頁。

5) ここでは、萩藩の活動を包括的に活写していると思われる三坂圭治著『萩藩の財政と撫育制度』に主に依拠する。同書には、春秋社版（1943年）と改訂版マツノ書店（1977

なお、以下において江戸前期初頭〔慶長5年（1603）～慶安4年（1651）〕をⅠ期、江戸前期中間〔承応元年（1652）～元禄16年（1703）〕をⅡ期、江戸前期の末期〔宝永元年（1704）～寛延3年（1750）〕をⅢ期に区分して検討する。

I 萩藩の財政状況の変化

1 萩藩の検地と石高変化

慶長5年（1600）の関ヶ原の戦い後に毛利家はそれ以前の112万石から防長2国29万8,500石へ減封され萩に開府した。この時、その旧領地の移封前に徴収した年貢等の返却（6か国返租）を求められた。また、家臣団の大量移住に伴う扶持充当、萩城の築造、江戸藩邸運営、江戸城修復等の幕府の手伝普請など、極めて厳しい状況から出発した。後にみるように、元和9年（1623）には藩の負債は4,000貫目になった⁶⁾。

自藩の実際の現在石高を知るために検地がなされた。検地により、これまでの開拓の結果どの程度石高が増加したかがわかる。その増石によって藩債などの負担軽減に供し、さらには臨時支出に対する準備・積立を行うための方途を立てるのに役立つこととなる。

ここでは、検地を中心に防長総高と本藩（宗藩）萩藩および支藩領の石高の変化に関して、一覧表示すれば以下のようである⁷⁾。

年）がある。ここでは後者の改訂版を主に使用している。拙稿「江戸前期萩藩の財政変化と会計—地方自治体会計・特別会計の一淵源—」『伝統技術研究』第14号、2021年、20-64頁。なお、同拙稿では江戸時代をまず初期（1600（1603）～1700）・中期（1701～1800）・終期（1801以降）に3区分し、そのうえで、前期・後期に2区分し、前期を初期前半（1600～1650）、初期後半（1651～1700）、中期前半（1700～1750）に区分している。このような区分は簡単明瞭であるが、元号と若干ずれる難点がある。そこで本稿では元号に合わせて期間を細分・画定した。

- 6) 末松前掲書、21-22頁。三坂前掲書（『萩藩……』）、15-16頁、林前掲書、191頁。三坂前掲書（『山口県……』）、165-166頁。
- 7) 三坂前掲書（『萩藩……』）、27-28頁（慶長5年・慶長15年、寛永2年）、61頁（貞享3年）、68頁（宝永5年）、110頁（宝暦12年）。なお、宝永5年の検地は新藩主の継承にあ

<検地による石高変化>

		幕府届出高（表高）36万9,411石		
	防長総高	本藩（萩藩）	支藩領石高	備考
慶長5年（1600）	36万4,680石	29万8,480石	6万6,200石	兼重・蔵田検地
慶長15年（1610）	52万5,435*石	42万6,135石	9万9,300石	三井・蔵田検地
慶長18年（1613）	53万9,286石	43万9,986石	9万9,300石	三井検地 ⁸⁾
寛永2年（1625）	65万8,299石	47万5,276石	18万3,023石	熊野検地
貞享3年（1686）	81万8,487石	63万5,465石	18万3,022石	井原・内藤検地
宝永5年（1708）		65万2,999石		志道就保調査
宝暦12年（1764）	89万2,000石	70万9,078石	18万3,022石	

慶長5年（1600）の検地では萩藩本体は29万8,480石で、支藩の合計は6万6,200石の計36万4,680石となっている。これは関ヶ原合戦前の検地によるものとされる⁹⁾。そして、慶長15年（1610）のいわゆる慶長検地では、本藩は石高42万6,135石、防長総石高52万5,435石であった。

この慶長15年（1610）の三井・蔵田検地の石高を藩の石高として幕府に届けようとしたが、大きい石高で届け出れば、それだけ幕府の賦役も大きくなり、ついにはその負担に耐えられなくなるのでは、という閥老本多正純の忠告にしたがって、36万9,411石余として届け出た。この石高が明治維新まで永く萩藩の表高となった¹⁰⁾。

たつて当職志道就保が行った調査である。三坂同書、68頁。また、田中誠二博士は、慶長3年（1598）、慶長10年（1605）、慶長18年（1613）（＝慶長15年検地）、寛永2年、貞享3年、宝暦14年、天保12年の萩藩石高表を記載している。田中著前掲書、40頁。

8) 慶長18年（1613）の三井検地高は田中誠二説による。田中前掲書、40頁。三坂主治氏は、この記録を「小箱旧記抄」と称している。三坂前掲書（『萩藩……』）、23頁。

9) 三坂前掲書（『萩藩……』）、27頁。

10) 末松前掲書、22頁。三坂前掲書（『萩藩……』）、24頁。三坂前掲書（『山口県……』）、169頁。村田峯次郎は、徳川幕府成立後に届出た萩本藩の石高は36万9,000石余、岩国吉川家6万石、支藩長府藩5万石、同徳山藩4万石、同清末藩1万石であったとしている。

宝暦12年（1762）の秋には検地調査が終了した¹¹⁾。その結果、増石 6 万 3,373 石 2 斗 5 升 6 合 6 勺に対し減石 2 万 1,764 石 4 斗 7 升 9 合 5 勺であり、差引き 4 万 1,608 石余の純増加があり、萩藩の実高は70万9,078石となった¹²⁾。この検地による増石に基づいて撫育制度が創設されることとなる¹³⁾。

2 萩藩の財政状況（藩債）の変化

萩藩は、開府以来厳しい財政状況から出発し、その資金不足を主に藩の負債と士卒および庶民の負担（馳走）によってまかなわざるを得なかった。おもに江戸前期の検地と藩債の変化ならびに米価（1石当たり）の概要について一覧表示すれば次のように示されるであろう¹⁴⁾。

る。村田峯次郎『防長近世史談』大小社、1927年、201頁。村田説では、防長総高は52万9,000石余となり、慶長15年の検地結果に近くなる。

- 11) 田中誠二博士によれば、宝暦検地は江戸中期の宝暦11年～同14年（1761～64）になされたとされる。田中博士による、各検地の幕府届け出高から各検地による防長総石高の変化と検地による蔵入率（藩直轄地率）の変化は先の表と若干の誤差はあるがほぼ同様の結果となっている。田中前掲書、262-264頁。
- 12) その明細は、三坂前掲書（『萩藩・・・』）、107-110頁。3支藩と岩国領への配地高18万3,022石（名目、実質はそれ以上）を加えれば防長総石高は89万2,100石余となる。三坂同書、110頁。田中前掲書、264頁。
- 13) 宝暦13年（1763）5月には、先の検地によって得られた収入4万1,608石余を本部の一般会計（本勘定）に組み入れず、特別の用途に使用するために特別会計（特別財政）の財源として扱うこととした。そして、これを管轄する藩主直轄（スタッフ）部門として、撫育方あるいは撫育局とよばれる新たな組織を蔵元役所の中に創設した。三坂前掲書（『萩藩・・・』）、115-116頁。
- 14) 三坂前掲書（『山口県・・・』）、191頁。末松前掲書、22頁。なお、以下において数字（銀高・石高等）の表現で例えば「××余貫目（余石）」と「××貫目余（石余）」とについて、その数字以上であるという意味で、「××貫目余（石余）」に統一した方が良いという意見もあるかと思う。ただ当時の表現では「××余貫目（余石）」という場合は、「×1貫目以上」（あるいは「×2，3貫目」）を意味し、「××貫目余（石余）」という場合は、「××貫*×匁」（「××石*斗*升」のように「××貫目（石）」以上であるが「×1貫目（×1石）」未満であることを意味することが多い。これは細かい数字・煩瑣な表現を避けるための用法であり、その趣旨を尊重してそのまま使用した。ただし、計算上はこの「余」はできる限り避けて表示している。

<江戸前期萩藩の検地と藩債の変化と米価（1石当たり）>

年 号	防長総高	本藩（萩藩）	備 考
慶長5年（1600）検地	36万4,680石	29万8,480石	
慶長15年（1610）検地	52万5,435*石	42万6,135石	
	藩債額	米価（1石）	
元和9年（1623）	4,000貫目		毎年馳走銀徴収（段分）
寛永2年（1625）検地	65万8,299石	47万5,276石	
寛永21年（1644） 正保3年（1646） 慶安2年（1649） 承応元年（1652） 万治3年（1660） 延宝4年（1676） 天和2年（1682）	3,682貫目 6,200貫目 8,439貫目 7,430貫目 3,600貫目推定 1万2,000貫目 2万2,000貫目	30匁 26匁 57匁 40匁	正保の2歩減（2割減石） 減石返（復石）、馳走米開始
貞享3年（1686）検地	81万8,487石	63万5,465石	
宝永元年（1704） 宝永4年（1707） 宝永5年（1708） 正徳2年（1712） 享保10年（1725） 享保16年（1731） 元文3年（1738）	1万1,613貫目 1万貫目 1万3,000貫目 5万余貫目 1万2,547貫目 1万5,000貫目 2万5,200貫目	70匁 41匁 76匁	初めて半知 65万2,999石（志道調査）
宝暦8年（1758）	4万1,300貫目	68匁	
宝暦12年（1764）検地	89万2,100石	70万9,078石	翌年撫育制度創設
天保8年（1837）	9万2,026貫目	100匁	

江戸前期初頭（Ⅰ期）に萩藩の債務は1万貫目から2万貫目位にとどまっていた。江戸前期の末期（Ⅲ期）の正徳2年（1712）には5万余貫目にまで急増した。しかし、正徳・享保期の改革努力によりこの藩債も享保10年には1万

2,547貫目となり、13年かけて3万7,453貫目を償却している。さらに、その後も藩債は改善努力も空しく、江戸後期の天保9年（1838）には9万貫目にまでふくれあがる。

他方、米価は寛永21年と比べて天保期には3倍以上高騰する。江戸前期でも米価は2倍以上になっている。米価と石高の関係は、石高と銀高との換算にあたり重要である。江戸前期の後半における収支計算においては、銀高計算への換算統一よりも、後にみるようにむしろ石高計算への換算統一がなされており、その意図とともに興味深い。

3 萩藩の会計計算（収支計算）の概要

江戸時代における幕府・諸藩の経済活動の基本は農業活動（米高収入）である。これに流通活動としての商業活動と工業活動が随伴した。時代の流れの中で徳川社会において商業活動が次第に大きくなり、工業活動も徐々に拡がりを見せるようになる。

大半の藩は、藩内の天災等気候変動による収穫の変動に伴って物成（租税収入）も変動する。しかも参勤交代と江戸屋敷の運営や、さらには臨時に要求される幕府からの城・河川等の改修などの手伝普請の費用が大きな負担となり、商人等からの借入だけでなく藩士や農民・庶民に大きな負担を求めてようやく乗り切るのが常態となっていた。

藩政府の重要な活動とその結果は財務状況の報告を通じて把握される。とりわけ、藩の財政担当者はそのつどの財務報告（収支報告）を通じて上層部に財政状況の変化について報告し、上層部はこれに基づいて将来の活動計画・財務改善方策を財務（収支）予算の形で作成し、その改善趣旨とともに伝達する。そして、この財務予算に基づいて毎年の活動を展開し、その結果は財務計算・報告の形で掌握される。

萩藩では、家老の中から江戸の「当役」と国元の「当職」とよばれる役職者

が任命され、それぞれ江戸と国元の重要案件について処理する。なかでも国元の当職は国元における金穀出納・租税収納はじめ藩内の行政全般を担当した。当職と当役のもとに、「蔵元兩人役」(2名担当)と「矢倉頭人」がそれぞれ国元と江戸の会計(金穀出納)に関わった¹⁵⁾。

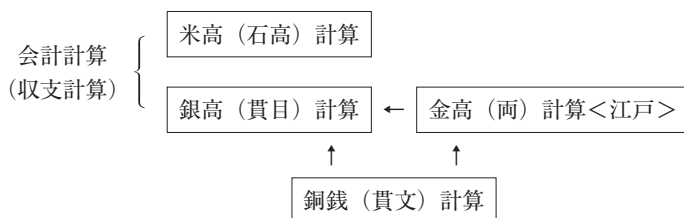
このような萩藩の財政改善努力は藩の財務報告(収支報告)によってある程度包括的に捕捉される。分権的自治体としての藩の財務報告(収支報告)では、一般的には貨幣収支を含む財産増減計算がなされる。それは単なる収支計算(実績計算)がなされるのではない。年度収支は予算収支に従ってなされる。したがって、事前の計画・予算の決定が重要であり、収支はその予算を通じてなされ、この予算収支に臨時的な収支が追加される。それゆえ、予算収支の編制が実際(決算)収支に影響する。

その場合に江戸時代の(幕府・)諸藩の財務計算・報告は、米による租税収入(物成)とその分配(支給)を中心とする米高(石高)計算¹⁶⁾と、東日本(東国)では金貨を中心とする金高(両)の収支計算とが並行してなされる。西日本(西国)では、米高(石高)計算と銀貨を中心とする銀高(貫目)の収支計算(ならびに江戸における金高(両)収支と銀高への換算計算)とがなされる。このような財務計算・報告を通じて、分権的自治体としての萩藩の財務活動と改善努力について総合的に把握することができる。なお、江戸時代の収支計算に関しては、さらに銅銭(貫文)の計算も存在するが、藩財政の計算レベルでは一応銀高に換算される。

15) 拙著『幕末の長州藩－西洋兵学と近代化－』鳥影社、2019年、32-33頁。

16) 本来ならば米高(石高)計算は、銀高計算の前計算として展開されるのであるが、後にみるように半知等士卒による馳走米等の追加受入とともにこの石高計算が銀高計算の全般に関わる形で展開されることもあり、必ずしも前計算(事前の予備計算)として位置づけられないこともある。

<石高計算・貨幣計算>



Ⅱ 江戸前期初頭（前期Ⅰ期）における財務状況 —慶長8年（1603）～慶安4年（1651）—

1 慶長検地とその後の財政悪化

慶長5年（1600）の検地では、前述のように、萩藩本体は29万8,480石で、支藩の合計は6万6,200石の計36万4,680石であった。この検地による物成（租税）実収21万石余のうち約10万石は諸士の扶持となり、残り11万石で藩の諸経費、6か国弁償、幕府課役、萩城の新築を行わねばならず、困窮・多難の出発であった¹⁷⁾。

慶長12年（1607）着手慶長15年（1610）完了の検地では本藩は石高42万6,135石、支藩合計9万9,300石、防長総高52万5,435石であった。幕府へは萩藩29万8,480石、その貢租は、「7ッ成強」（7割強）にして21万7,890石と決定し届け出た。

慶長5年、慶長15年、寛永2年の3か年の検地による防長総高と本藩と支藩領とを比較すれば次のように示される¹⁸⁾。

17) 三坂前掲書（『山口県・・・』）、165-166頁。末松前掲書、22頁。

18) ただし、前述のように三井検地（『小箱旧記抄』）では慶長検地（1607～11）は総高53万9,286石、本藩43万9,986石、支藩9万9,300石となる。三坂前掲書（『萩藩・・・』）、27-28頁参照。

< 検地と本藩・支藩の配分 >

	慶長5年(1600)	慶長15年(1610)	寛永2年(1625)
A 防長総高	36万4,680石	52万5,435石	65万8,299石
B 支藩領石高	6万6,200石	9万9,300石	18万3,023石
C 本藩(萩藩)	29万8,480石	42万6,135石	47万5,276石
D 本藩貢租 (C7割強)	21万7,890石	28万3,568石	32万9,149石

これより、支藩への配置（配分高）は総石高の2割から2割8分となる。また、本藩の石高から諸士の給録（地方知行・給領地高）を控除した残りが「御蔵入石高」となる。慶長中頃の御蔵入石高は約15万石とあり、これからさらに天災等の事情による損害等を除いて、慶長期の原作は13万石内外であったとされる¹⁹⁾。

この期は当初苦しい状況から出発し慶長15年(1610)の検地により50万石超の実高ではあったが、江戸城本丸始め幕府諸城等の手伝普請も甚だ大きく支出超過となり、江戸・大坂等富商から融通を受けつつ急場をしのいだ²⁰⁾。

しかし、元和9年(1623)に至って負債は遂に4,000貫目となった。ここにおいて、藩は、藩地・京都・大坂の諸経費を節約し、また主従同苦の趣旨に基づいて、藩士からは食禄2,000石以上の者は銀2貫目、1,000石以上は1貫500匁、500石以上は1貫目、300石以上は800匁、200石以上は700匁、100石以上500匁とそれぞれ基準を定めて毎年馳走銀を徴収した。このように藩士の禄高を段階に区分してその負担額（馳走額）を定める方式は後に「段分」と称される。その効あって寛永9年(1632)8月に遂に4,000貫目の負債を整理した。

19) 三坂前掲書（『萩藩・・・』）、28頁。慶長12年～同16年の詳しい分析は、田中前掲書、40-43頁参照。

20) 三坂前掲書（『萩藩・・・』）、28-29頁。

そのうえさらに城中の倉庫に非常時の軍用金を蓄えるに至った（「御納戸蔵の貯蔵」）。このときは、銀1,300貫目、金子大判300枚、小判3,000両、印子くさり阿州砂金4貫400目（大判100枚分）であった。これより、貯蔵銀は、1,695貫目と計算される²¹⁾。

その後、当職が交代し、御納戸金を経費に回すこともあったが、引き続き節約・返済に努め、寛永14年（1637）8月には御納戸金は、先の貯蔵銀1,695貫目から3,585貫目となった。しかし、同年役職交代後、華美に傾き、特に江戸藩邸の諸経費が急増し、1両年に年々1,500貫目の欠損を生じ、御納戸金も使い尽くされた。

寛永17年（1640）藩主秀就公は節約に励んだが、奢侈の弊風は容易に改まらず、加えて打続く飢饉のため藩の収入も減少した。寛永18年には負債は銀700貫目となり、翌19年には凶作も伴って2,000貫となった²²⁾。

2 寛永20年度の収支報告——藩会計の基本構造——

寛永21年・正保元年（1644）には、藩債は3,682貫150匁になり、利子込みで4,289貫250匁となった。藩公は年末に老臣要路を集めて財政の対策を諮問した²³⁾。その際に当職は参考までに寛永20年度（1643/44）収支決算を作成し、意見書とともにこれを呈示した²⁴⁾。

この寛永20年度（1643/44）収支決算の内容は、石高計算と銀高計算に大きく区分される。また、江戸の経費は、製紙業を主要産業とする山代地方の物成収入によって運用するように定められていた。山代紙は防長の三白（米・紙・塩）の一つである（のちに蠟が加わり「防長四白」）とともに、藩財政収入の

21) 1,695貫目 = 銀1,300貫目 + 大判400枚 × 0.5貫目 + 小判3,000両 × 0.065貫目。三坂前掲書（『萩藩・・・』）、30-31頁。末松前掲書、22頁。林前掲書、191頁。

22) 三坂前掲書（『萩藩・・・』）、32-34頁。

23) 三坂前掲書（『萩藩・・・』）、34頁。

24) 三坂前掲書（『萩藩・・・』）、35-36頁。田中前掲書、53頁。

二大柱（米と紙）を構成していた。寛永8年（1631）以降藩は山代地方で請負制を実施し、収納した半紙を大坂で販売して大きな利益を上げていた。それとともに、萩藩では田方・畠方・楮方の本所務（年貢）をすべて紙でもって収納するという特異な徴租法を採用し、紙の専売制と密接に結びつけて運用する、「山代請紙制」を採用していた²⁵⁾。

これより、当時の会計（決算）は、藩地・京・大坂の一般会計（第1部会計）と、山代の収入と江戸経費に関する特別会計（第2部会計）とに区分され、以下のような収支決算が示された²⁶⁾。ここでは、漢数字ではなく算用数字を用い、若干簡略化している。

「第1部

収 入

一. 銀472貫197匁5分

右蔵入現高21万6,760石の内、山代地方の石高5万7,286石²⁷⁾、及び浦浜畠高8,120石を除き、残り15万1,354石の物成を3ツ成5歩（0.35）にして現米5万2,973石9斗、その内より士卒へ支給の浮米7,086石、切米1万6,070石、扶持米9,460石、萩に於ける諸経費1,320石、米売払のため大坂に於いて支出の諸費用150石、合計3万4,086石を控除し、残米1万8,887石9斗の代銀、但し銀100匁につき4石替えの相場にして

一. 銀81貫200匁

右浦浜畠高8,120石の物成銀、ただし石貫1石＝0.01貫目にして²⁸⁾

25) 小川前掲書、277頁。田中前掲書、130頁、417頁。

26) 三坂前掲書（『萩藩・・・』）、34-36頁。

27) 三坂前掲書（『萩藩・・・』）34頁では「蔵入現高21万6740石」となっているが、それでは一般現高が15万1,334石となり、20石不足する。そこで、蔵入現高を本文のように改めた。

28) 三坂前掲書（『萩藩・・・』）、35頁では「但し石貫1石1貫にして」とあるが、浦浜畠高8,120石は銀81貫200匁とされる。そうであれば、畠高1石＝10匁（0.01）貫目、1貫＝100石となる。

合計銀553貫397匁 5 分

支 出

- 一．銀181貫300匁、士卒支給切紙
- 一．銀207貫400匁、山口・三田尻に於ける諸経費銀
- 一．銀50貫目、大坂に於ける諸経費
- 一．銀268貫目、京都に於ける諸経費
- 一．銀620貫目、江戸・京都・大坂・萩・長崎に於ける負債の利息

合計銀1,326貫700匁

差引き不足 銀773貫302匁 5 分

第 2 部

収 入

- 一．銀700貫目、山代地方の物成

支 出

- 一．銀1260貫100匁、江戸に於ける経費

差引不足 銀560貫100匁 」

この収支報告における計算手順についてみれば、まず第1部の会計と第2部の会計とに区分される。その場合に第2部の会計は、山代地方の収入を江戸経費の支出に充当する会計であり、第1部はそれ以外の全般的な収入支出に関する会計報告である。

第1部の会計に関しては、米高（石高）収支からさらに（第2部を除く）銀高収支の計算がなされる。その収入の計算にあたっては、次のような手順を経る。

(1) 米高（石高）収支計算

- ①まず蔵入現高21万6,740石から江戸会計に回される山代紙高5万7,286石と

浦浜の畠高8,120石を米高（石高）から除外して、一般現高15万1,354石を算定する。これが物成（税収）の対象となる。

②物成収入は、このときの公租率である物成3ツ成5歩（つまり3.5公6.5民）を適用すれば、一般現高15万1,354石×3ツ成5歩（0.35）＝現米5万2,973石9斗と計算され、これが米高（石高）収入となる。

③これから士卒へ支給の浮米7,086石、切米1万6,070石、扶持米9,460石、萩諸経費1,320石、米取引大坂経費150石の合計3万4,086石を差し引けば残米1万8,887石9斗となる²⁹⁾。

このような、①②③の計算はいわば、米高（石高）の計算としてとらえられる。これより米高（石高）の収支計算は次のように示される。

寛永20年度（1643/44）米高（石高）収支決算

第 1 部石高収入		第 1 部石高支出	
蔵入現高 － 山代石高 － 浦浜畠高	21万6,760石 5 万7,286石 8,120石	士卒支給 浮米 同切米 同扶持米	7,086石 1 万6,070石 <u>9,460石</u>
控除後現高 (3 ツ 成 5 歩)	15万1,354石	小計 萩諸経費 米取引大坂経費	3 万2616石 1,320石 150石
物成現米	<u>5 万2,973石余</u>	石高支出計 差引残 米	3 万4,086石余 1 万8,887石余
		(銀100匁 4 石 替) = 銀472貫197匁 5 分	

29) 物成3ツ成5歩の場合、3.5公6.5民となるから、高100石の士卒の実収としては、35石となる。物成4ツ成つまり4公6民であれば、高100石の士卒の実収は40石となる。林前掲書、148頁。ここで、士卒への給与に関しては、1.地方知行（上級者に一定の土地の所有支配を認める）、2.浮米（蔵米）知行（特定の地を所有せずに、蔵米を支給する）、3.非知行（下級者に給される米または銀で、扶持米、切米、切銭がある）に区分される。扶持米は蔵米から支給される分限帳記載の禄米で、一人扶持1日5合、1年1石8斗が原則、切米は特別手当米、または扶持米形式によらずに支給する分限帳記載の禄米、切銭は扶持米と同性質の給与銀、とされる。林前掲書、147-148頁。

(2) 銀高収支計算（第1部・第2部）

- ①米残高1万8,887石余は、銀100匁4石替（1石＝0.25貫目）で換算すれば、銀472貫197匁5分となる。これと浦浜畠高の銀高81貫200匁とが、銀高収入となる。これより第1部の銀高収入は、両者の合計銀553貫397匁5分となる。
- ②これに対し、銀高支出に関しては、士卒支給切紙 銀181貫300匁、山口・三田尻諸経費銀207貫400匁、大坂諸経費銀50貫目、京都諸経費銀268貫目、負債利息銀620貫目、であるから、第1部の銀高支出合計は銀1,326貫700匁となり、銀高収入と差引すれば不足銀773貫302匁5分となる。
- ③山代物成は第2部会計として江戸の経費に充当される。山代の物成収入は銀700貫目であり、これに対し江戸経費は銀1,260貫100匁であったから、差引560貫100匁が不足額となる。これより第1部の銀高収支の計算と第2部の特別会計は次のように示される。

寛永20年度（1643/44）銀高収支決算

第 1 部 銀高収入		第 1 部 銀高支出	
残米	472.2貫目	士卒支給切紙	181.3貫目
浦浜畠高	81.2貫目	山口・三田尻諸経費	207.4貫目
収入合計	553.4貫目	大坂諸経費	50.0貫目
第 1 部不足	773.3貫目	京都諸経費	268.0貫目
		負債利息	620.0貫目
		支出合計	1,326.7貫目
第 2 部（山代）銀高収入		第 2 部（江戸）銀高支出	
山代物成	700.0貫目	江戸経費	1,260.1貫目
第 2 部不足	560.1貫目		

なお、山代の物成収入でもって江戸経費を賄おうとする意図が、この特別会

計にうかがうことができる。しかし、この時期においてすでに不足を生じているだけでなく、これ以後も一方で山代製紙の価格下落（収入下落）と他方で江戸経費の増大とにより、両者の均衡はついに達成されず、これ以外の収入も江戸経費に向けられることとなる。

(3) 全体収支計算

以上のような、石高収支計算と銀高収支計算とは次のように一表に纏めることができるであろう。

寛永20年度（1643/44）総合収支計算

総収入		総支出	
物成現米収入	<u>5万2,973石</u>	士卒支給計 萩諸経費 米取引大坂経費 石高支出計 残米	3万2,616石 1,320石 150石 3万4,086石 1万8,887石
残米銀高 浦浜島高 山代物成 不足合計	472.2貫目 81.2貫目 700.0貫目 1,333.4貫目	士卒支給切紙 山口・三田尻諸経費 大坂諸経費 京都諸経費 江戸経費 負債利息	181.3貫目 207.4貫目 50.0貫目 268.0貫目 1,260.1貫目 62.0貫目
	2,586.8貫目		2,586.8貫目

米高（石高）計算における石高を銀高に換算して示せば、以下のようになる³⁰⁾。

30) 林三雄氏は、石高計算と銀高計算との区分を設けず、石高の銀高換算だけでなく銀高の石高換算も行っている。林前掲書、194頁。本稿では石高計算については銀高に換算するが、石高収支計算と銀高収支換算を区分し、銀高の石高換算は必ずしも行っていない。

寛永20年度（1643/44）総合収支決算

収入項目	米（石）	銀（貫目）	支出項目	米（石）	銀（貫目）
物成 現米	52,973.9	1,324.3	士卒支給 萩諸経費 米取引大坂経費 残米	32,616.0 1,320.0 150.0 18,887.9	815.3 33.0 3.8 472.2
	52,973.9	1,324.3		52,973.9	1,324.3
残米 浦浜畠 山代 不足合計	18,887.9 8,120.0 57,286.0 1,333.4	472.2 81.2 700.0 1,333.4	士卒支給切紙 山口・三田尻諸経費 大坂諸経費 京都諸経費 江戸諸経費 負債利息		181.3 207.4 50.0 268.0 1,260.1 620.0
内訳）一般 江戸		773.3 560.1			
		2,586.8			2,586.8

（*100匁につき 4 石替⇒ 1 貫目 = 40 石、1 石 = 0.25 貫目）

藩の負債は、寛永20年（1643）には前年の2,000貫目に不足額（借金）1,333貫目（利払後）が加わって約3,333貫目超になる。そして、翌年には前述のように3,682貫目150匁（利子607貫目込で4,289貫250匁）となった³¹⁾。

その後も藩公と当職等は相協力して諸経費の節約に努めたが、力及ばずついに正保3年（1646）には負債の総額は6,200貫目となった。そこで藩は、藩政改革の一環として、藩士に平均して2歩の減知を実行した（「正保の2歩減」）。諸士の収入は寛永2年の熊野検地以来5ツ成（その禄高の10分の5）と

31) その内訳は、京都・大坂で銀1,398貫目、江戸で金2万96両、（銀換算1,245貫950匁）、長崎で銀932貫目余、萩で同100貫目、その他同6貫192匁であった。三坂前掲書（『萩藩・・・』）、32頁。金2万96両が銀換算1,245貫950匁となるということは1両=0.062貫目となる。ここでは金1両=銀62匁<銀1貫目=約16両>で換算されている。なお、一般的には、慶長14年（1609）は金1両=銀50匁（約187グラム）=銭4貫文（4,000文）、後の元禄13年（1700）は金1両=銀60匁（約225グラム）=銭4貫文とされた。林前掲書、183頁。富成博『江戸と幕末－意外に知らない素朴な疑問－』新人物文庫、2012年、186-191頁。

定められているから、今回の2歩減により、高100石の士は実収50石のうち10石減となる。のちの半知（5歩減、50%カット）と比べればまだ低率である。これにより、藩としては米2万460石の増収（銀510貫目）となり、歳費不足1,300貫目の4割に相当し、当時としては思い切った財政整理であった。しかし、このような改革にもかかわらず、正保3年の負債銀6,200貫目は、従来の惰性と負債利息支払のために3年後の慶安2年（1649）には8,439貫目となった。年平均746貫目ずつ増加した。

このようななか、当役・当職は、一層の節約に努めるとともに、一方で負債の償却についても年賦の移行について三都の富商と交渉を続け、さらに幕府の賦役準備費に1,450貫目、江戸上屋敷普請費670貫目、藩地臨時軍事費300貫目、合計2,500貫目位を是非とも別途に貯蔵すべく一丸となって鋭意努力した。その苦心が報われて慶安3年（1650）頃から年々余剰を生ずるようになる。

当役・当職一丸となつての財務改善の苦心が報われて慶安3年（1650）頃から年々余剰を生ずるようになり、慶安4年（1651）には、藩主秀就公が逝去し、綱広公が跡を継いだ³²⁾。

江戸前期Ⅰ期における萩藩の藩債の変化と検地および財政整理・改善努力についてみればおよそ以下になるであろう³³⁾。

＜江戸前期Ⅰ期 萩藩の藩債と財務活動＞

年 号	藩債額・検地・財務状況等
慶長5年（1600）	検地実収21万石余、約10万石諸士扶持、残11万石藩諸経費、旧領6国返租、幕府課役萩城新築要
慶長15年（1610）	慶長検地、江戸城本丸等手伝普請出超、江戸・大坂等富商から融通

32) 三坂前掲書（『萩藩・・・』）、32-39頁。

33) 三坂前掲書（『萩藩・・・』）、32-39頁。三坂前掲書（『山口県・・・』）、191頁。末松前掲書、22頁。林前掲書、297-299頁。

元和 9 年（1623）	藩債4,000貫目、以後毎年馳走米徴収（段分）
寛永 2 年（1625）	寛永検地、物成 5 ッ成（税率50％）
寛永 9 年（1632）	藩債 0 貫目、4,000貫目の負債整理、御納戸金＝1,695貫目
寛永14年（1637）	藩債 0 貫目、御納戸金＝3,585貫目
寛永16年（1639）	1,500貫目、華美に走り江戸藩邸経費急増、御納戸金消尽
寛永17年（1640）	節約に励むも奢侈の弊風直らず、飢饉打ち続く
寛永18年（1641）	700貫目、江戸大火
寛永19年（1642）	2,000貫目、凶作も伴って負債増加
寛永20年（1643）	約3,333貫目、収支決算・第 2 部会計（山代・江戸）、不足 1,333貫目、物成 3 ッ成 5 歩（35％）
正保元年（1644）	3,682貫目、利子込み（607貫目）で4,289貫250匁にまで増加
正保 3 年（1646）	6,200貫目、正保の 2 歩減（100石の実収50石の 2 割減）
慶安 2 年（1649）	8,439貫目、利払を含む債務年平均746貫目増加、鋭意改善努力
慶安 3 年（1650）	改善努力効奏し、余剰を生ずるようになった
慶安 4 年（1651）	7,796.3貫目、網広公後継、一層節約、負債年賦交渉、諸臨時準備費計2,500貫目の計画、年々余剰

Ⅲ 江戸前期中間（前期Ⅱ期）における萩藩の財政状況変化 —承応元年（1652）～元禄16年（1703）—

1 承応元年（1652）の収支状況

承応元年（1652）には負債の額も7,000余貫目に減少した。また、この間新田開発や荒廃田の復旧等により蔵入現米高も30万6,900余石となった³⁴⁾。

承応元年度（1652/53）の決算書をもとにして翌年の年度予算が立てられ

34) 三坂前掲書（『萩藩・・・』）、40頁。

た。これを見れば当時の財政状態がある程度解る。換言すれば、この予算書からはその前年つまり承応元年度の決算状況がうかがえることとなる。ここでは、寛永20年度（1643/44）と対比させつつその収支状況を見ておこう。

① 承応元年度（1652/53）の米高（石高）収支状況

①歳入高・田方残高とこれに基づく物成石高収入の計算

米高（石高）収入については、次のように計算される。諸郡御歳入高と山代添石歳入高の合計（合高）から寺社領その他免租地の高を差し引けば現高が求められる。これから諸郡山代畠方銀納分を差し引いた残高が田方の物成対象となる。

諸郡御歳入高25万7,947石と山代添石の歳入高5万9,980石の合計は31万7,927石となる。これから寺社領その他免租地の高1万1,010石と諸郡山代畠方銀納分7万8,370石を差し引けば田方の残高は、22万8,547石となる。

田方残高22万8,547石は諸郡田方20万4,282石と山代田方2万4,265石とからなる。これより、諸郡田方は物成4ッ成2歩（42%）にして8万5,799石となり、山代田方は物成4ッ成（40%）にして9,706石となる。そして口米その他の雑租1万802石を加えれば、米高（石高）収入は10万6,307石となる。

②石高支出の算定と石高収支

士卒支給のための石高は次の通りである。浮米1万4,219石、切米1万1,947石、寺社方切米2,091石、扶持米8,842石、その他諸雑費9,578石、残米5万9,630石、計10万6,307石となる。残米の内訳は大坂での売米が4万9,630石、山代が1万石であり、銀高の収入へ振り替えられることとなる。これより、石高収支は以下のように示される。

<石高収支>

石高収入		石高支出	
蔵入現高	31万7,927石	士卒支給	
－寺社領等免租地	1万1,010石	浮米	1万4,219石
－諸郡山代畠方銀納分	7万8,370石	切米	1万1,947石
田方残高・現高	22万8,547石	寺社方切米	2,091石
諸郡（20万4,282石） ^{*1}	8万5,799石	扶持米	8,842石
山代（2万4,265石） ^{*2}	9,706石	その他諸雑費	9,578石
米その他の雑租	1万 802石	残米 ^{*3}	5万9,630石
計	10万6,307石	計	10万6,307石
^{*1} 物成4ッ成2歩（0.42） ^{*2} 物成4ッ成（0.4） ^{*3} 内訳大坂売米 4万9,630石、山代 1万石			

（2）銀高収支計算

①銀高収入の算定

これに続いて、銀高の収入については、まず石高残高（5万9,630石）は、次のように銀高に換算される。大坂での売米4万9,630石は100匁5石替（1貫目＝50石）により992.6貫目、山代1万石は100匁3石替（1貫目＝30石）により333.3貫目となる。そして、藩地銀高のうち、諸郡畠銀358.1貫目、山代（畠銀101.4貫目・楮（コウゾ）銀223.3貫目・銅代銀134.2貫目・紙代銀150貫目）計608.9貫目、浦立塩浜銀（浦立銀28.3貫目、塩浜銀24.6貫目）計52.9貫目、その他諸収入181.2貫目であり、合計1,201.1貫目となる。これより、残米（5万9,630石）の銀高1,325.9貫目と藩地銀高1,201.1貫目とから収入合計は、銀高2,527貫目となる。

②銀高支出および銀高収支

銀高支出に関しては、江戸・京都・大坂および藩地（国元）における諸雑

費・臨時費の引当、運賃のような経費関係と債務返済額とからなる³⁵⁾。かくて、銀高収支は以下のように示される。

<銀高収支>

銀高収入		銀高支出	
大坂売米 4万9,630石 ^{*1}	992.6貫目	藩地雑費	404.4貫目
山代 1万石 ^{*2}	333.3貫目	京都雑費	80.3貫目
残米 (5万9,630石) ^{*3}	1,326貫目	大坂雑費・運賃	46.0貫目
諸郡畠銀	358貫目	江戸雑費・引当	800.0貫目
山代 計	609貫目	債務返済額	796.3貫目
浦立塩浜銀計	53貫目	残額 (予備費)	400.0貫目
その他諸収入	181貫目		
収入合計銀高	2,527貫目	支出合計銀高	2,527貫目
^{*1} (100匁 5 石替) ^{*2} (100匁 3 石替) ^{*3} 大坂993貫目 + 山代333貫目			

(3) 承応元年度 (1652/53) 総収支

承応元年度 (1652/53) の収支決算は、以上のような石高収支と銀高収支とから次のように一表に纏めることができるであろう。

承応元年度 (1652/53) 総収支

石高収入		石高支出	
物成		士卒支給計	3万7,099石
諸郡 (20万4,282石) ^{*1}	8万5,799石	その他諸雑費	9,578石
山代 (2万4,265石) ^{*2}	9,706石	残米 ^{*3}	5万9,630石
米その他の雑租	1万 802石		
計	10万6,307石	計	10万6,307石

35) 銀高支出と藩債務額について江戸・京都・大坂・藩地の各場所別の明細については拙稿前掲33頁参照。

江戸前期萩藩の会計制度
—地方自治体会計・特別会計の源流—（郡司）

* ¹ 物成 4 ッ成 2 歩 (0.42) * ² 物成 4 ッ成 (0.4) * ³ 内訳大坂売米 4 万9,630石、山代 1 万石			
銀高収入		銀高支出	
残米（5 万9,630石）* ³	1,326貫目	藩地雑費	404.4貫目
諸郡畠銀	358貫目	京都雑費	80.3貫目
山代 計	609貫目	大坂雑費・運賃	46.0貫目
浦立塩浜銀計	53貫目	江戸雑費・引当	800.0貫目
その他諸収入	181貫目	債務返済額	796.3貫目
		残額（予備費）	400.0貫目
収入合計銀高	2,527貫目	支出合計銀高	2,527貫目
* ¹ (100匁 5 石替) * ² (100匁 3 石替) * ³ 大坂993貫目 + 山代333貫目			

以上の内容について石高収支を銀高に換算して、寛永20年度（1643/44）収支決算と同様の形式で示せば次のようになる。

承応元年度（1652/53） 収支

収入項目	米（石）	銀（貫目）	支出項目	米（石）	銀（貫目）
物成			士卒支給	37,099	927
諸郡 田方	85,799	2,145	その他雑費	9,578	239
山代 田方	9,706	243	残米	59,630	1,326
口米他雑租	10,802	270	調整*		166
	106,307	2,658		106,307	2,658
残米	59,630	1,326	藩地雑費		404.4
諸郡 畠銀		358	京都雑費		80.3
山代 諸銀		609	大坂雑費・運賃		46.0
浦立・塩浜銀		53	江戸雑費・引当		800.0
その他		181	債務返済額		796.3
			残額（予備費）		400.0
		2,527			2,527

（* 銀換算100匁 4 石替、ただし調整 = 5 万9,630石 × 0.025 - 1,326貫目 = 164.75貫目）

この場合、残米5万9,630石は、銀高が100匁4石替換算(1,490貫目)と異なるため、その差164貫目(=1,490貫目-1,326貫目)を調整項目として表示している。残米のうち、大坂売米の100匁5石替と山代残米の100匁3石替は、それぞれ売却価格(処分価格)を意味するとみられる。

(4) 藩債の変化と宝蔵金の創設

①藩債の変化

承応2年(1653)時点の藩債務の総額は7,430貫目余であり、上記計算からわかるように、江戸の経費を800貫目に切り詰めて、債務返済・利息支払額を796貫300匁(上記計算額)とする予定であった。

しかし、その後の江戸の支出実績は、明暦2年(1656)5月以降の1年間に1,609貫目余、翌年度には2,399貫目、万治元年(1658)5月以降の年度には1,733貫目余を使用している³⁶⁾。寛永20年度(1643/44)が1,260貫100匁であったことからすれば、3か年平均が1,914貫であるので1.5倍超の増加となっている。

②宝蔵金の創設

明暦2年(1656)には負債8,000数貫目の年賦(13年)償還が決まり、ここでは債務利率を5%として、13年完済するとすれば、毎年880貫目を返済する必要がある³⁷⁾。万治元年(明暦4年7月改元)末の藩債は3,911貫目余(京都1,743貫目、江戸1,504貫目余、長崎664貫目余)となり、明暦2年の8千数貫目から見れば半分に減少したという³⁸⁾。この説明にしたがえば、例えば次のようなシミュレーションが可能であろう。

36) 江戸の経費：(承応2年(1653)1,009貫目→明暦2年(1656)5月以降1,609貫目余→明暦3年度(1657)2,399貫目→万治元年度(1658)1,733貫目余使用。

37) 拙稿前掲36頁参照。

38) 三坂前掲書(『萩藩・・・』)、45-46頁。

<藩の債務返済シミュレーション>

		期首債務	支払額	利息額	元本返済	期末債務
明暦2年	1656	8,000	2,250	400	1,850	6,150
明暦3年	1657	6,150	2,200	308	1,893	4,258
万治元年	1658	4,258	555	213	342	3,915
万治2年	1659	3,915	510	196	314	3,601
万治3年	1660	3,601	550	180	370	3,231
寛文元年	1661	3,231	500	162	338	2,893
寛文2年	1662	2,893	500	145	355	2,537
寛文3年	1663	2,537	500	127	373	2,164
寛文4年	1664	2,164	500	108	392	1,772
寛文5年	1665	1,772	500	89	411	1,361
寛文6年	1666	1,361	500	68	432	929
寛文7年	1667	929	500	46	454	476
寛文8年	1668	476	500	24	476	-1

この計算では明暦2年から万治元年末までの3年間の間に5,000余貫目近い金額が債務・利息返済に用いられたこととなる。この後、13年後に皆済を予定すれば、債務・利息返済は上記のように毎期530～500貫目位とみることができ。これは承応2年度の債務返済額796.3貫目と比べて3割近い減少となる。

過去3年間に債務（元本）返済に5,000余貫目近い銀高を支弁することにより上のような年賦（13年）償還をおこなうとともに、万治元年（1658）後5か年間でついに大判100枚、小判1万2,300両、1歩金1,000切、銀2,500貫目余を貯蓄した³⁹⁾。

39) 三坂前掲書（『萩藩・・・』）、49頁。

万治3年(1660)、諸士救済(減知の返石)の念願を達成するため、2歩の返石(戻石)を行うこととし、それに伴う歳入不足(400貫目)は馳走米を徴収することとした⁴⁰⁾。2歩返石による藩の減収は最低銀200貫目、近年の物価騰貴により江戸・京都の経費も300貫目以上の予算超過等合計600貫目不足が見込まれる。このうち節約可能額は200貫目であるから毎年400貫目の歳入不足と見積もられ、このままで行けば早晩財政危機となる。そこで馳走米を、その増高20石の4ツ成8石の2歩半(4分の1=2.5割)の2石を上納せしめることとした。つまり、高100石の士はその実収40石のうち、わずか2石を馳走米として上納すればよいこととなった。この2歩返石は、藩士にとって大いに歓迎された⁴¹⁾。

2 寛文の返石(戻石)と財政悪化

(1) 宝蔵金制度の設立

寛文2年(1662)8月には、前述の貯蓄額(大判100枚、小判1万2,300両、1歩金1,000切、銀2,500貫目余)に以前からあった印子金1貫592匁・阿川砂金3貫40匁9分・金製茶碗茶入(重量755匁9分)、純金鐐(重量45匁5分)・天又銀32匁6分、公用銀37匁5分・銅銭3貫文等を加え、不時の用に備え萩城内に宝蔵を建てこれを収め、「宝蔵金」と称した。

宝蔵金 寛文2年 (1662)	大判100枚、小判1万2,300両、1歩金千切、銀2,500貫目余、印子金1貫592匁・阿川砂金3貫40匁9分・金製茶碗茶入(重量755匁9分)、純金鐐(重量45匁5分)・天又銀32匁6分、公用銀37匁5分・銅銭3貫文等
-----------------------	--

40) 例えば、正保以前に禄高100石のものは2歩減で以後高80石に減じているが、この度、改めて現米10石の還付を受けこれを5ツ成の率によって高に直し(10÷0.5=20)、20石を増して再び100石の格に復した。そして諸士の収入は近年その禄高の4ツ物成(4割)となっていた。

41) 三坂前掲書(『萩藩・・・』)、47-48頁。

（2）返石と財政悪化

先の計画では寛文6年、同7年頃には債務の償還も終わり、万治3年の返石（戻石）に対する2歩半の馳走米も免除する予定であったが、その後財政は年々悪化していった。寛文7年（1667）には、明暦2年の計画と寛文2年の返石・馳走米（100石につき2石）実施により、藩債返済と馳走米免除の予定であったが、財政は年々苦しくなり、1年限りとして禄高100石につき米4石の割合で馳走出米（倍額負担）を命じた⁴²⁾。

寛文9年（1669）には藩経費は年約銀2,500貫目を要し、江戸経費・参勤費用銀600貫目、京都大坂の経費400貫目、負債利払200貫目等を加えて総額3,700貫目となった。租税・山代売上銀等収入が1,400貫目であるから不足は2,300貫目となった。

＜寛永20年、承応元年、寛文9年の銀高収支変化＞

寛永20年（1643）		承応元年（1652）		寛文9年（1669）	
銀収入	1,253.4貫目	銀収入	2,527貫目	銀収入	1,400貫目
江戸経費参勤費	1,260.1貫目	江戸雑費・引当	800.0貫目	江戸経費参勤費	600貫目
京都大坂経費	318.0貫目	京都大坂経費	126.3貫目	京都大坂経費	400貫目
負債利払	620.0貫目	債務返済	796.3貫目	負債利払	200貫目
藩地他	388.7貫目	藩地雑	404.4貫目	藩地他	2,500貫目
支出総額	2,586.8貫目	支出総額	2,127貫目	支出総額	3,700貫目
不足	1,333.4貫目	収入超過	400貫目	不足	2,300貫目
		(予備費)		*翌年100石米4石馳走米	

寛文10年（1670）12月には、禄高100石につき現米4石（幼少・病弱者5石）、高40石以下の士はその半額をもって馳走米上納を決定した。藩債利率年5分とすれば前年の利息200貫の元銀は（元本の返済がないと仮定すれば）4,000貫目と推定される。

42) 三坂前掲書（『萩藩・・・』）、50頁。

この間節約に努めたが、延宝2年(1674)には洪水・大飢饉のために負債は銀1万500貫目となり、延宝4年(1676)には1万2,000貫目に増加した。馳走米を禄高100石につき米6石に増加させた。翌延宝5年(1677)7月には病者・幼少者は馳走負担を倍額とし、幕府の許可を得て紙幣(藩札)を発行し藩内で流通させた⁴³⁾。

3 天和の財政改革・馳走米段分

天和元年(1681)には遂に藩債は2万貫目を突破した。その前年7月に馳走米の率を改め、禄高1万石以上は高100石につき現米8石2斗、5,000石以上は6石2斗、100石以上は4石、40石以上は高10石につき2斗宛、40石未満は免除した。また馳走米1石につき一律に札銀(藩札)100匁宛を給与したが、結局は一時しのぎに過ぎず、根本的な改革が必要となった。

天和2年(1682)5月綱広公隠退し、吉就公が家督を相続した。当時の藩債は総額銀2万2,000貫目であり、しかもその利息を加えて毎年約3,000貫目の欠損を生ずる状態であった。当職等の要路はこの機に財政改革に着手した。その改革案は次の5か条からなる⁴⁴⁾。

1. 諸士の采地は今後5か年間藩政府に預かり、一統廩米(扶持米)を支給すること。
2. 士卒の馳走米を一挙に約3倍に増し、家臣の禄高の一定範囲別に馳走米出米の負担を段階区分する「段分」を行い、その段分をもって出米せしめること。

43) 三坂前掲書(『萩藩・・・』)、51-52頁。

44) 天和年度の「御仕組み一件」、三坂前掲書(『萩藩・・・』)、52-55頁。段分の詳細等は、拙稿前掲39-40頁参照。

<天和2年の段分>

段分	①高160石以上	②高100石以上	③高70石以上	④高50石以上	⑤高40石以上	⑥高30石以上	⑦高20石以上	⑧高20石下	⑨足輕
高100石に付き	米15石宛	米15石現米38石切錢50匁	米12石現米34石、切錢50匁	米10石、現米30石、切錢50匁	米7石、現米24石、切錢45匁	米5石、現米20石、切錢45匁	米4.5石現米同19石、切錢45匁	米4.5石現米同19石、切錢30匁	米1.6石
⑩病者幼少（米4石増、高40石未満1石増）、⑪寺社方：現米50石以上（同30石宛）、現米20～49石（同25石宛）、現米20石以下（同20石宛）									

3. 先年以来諸士に貸付中の札銀は、5か年間その返済を免除すること。
4. 江戸・京都・大坂の銀主に対して、利下げならびに返済期限の延期を交渉すること。
5. 朝廷および幕府向け以外はすべて省略し、上下儉約を励行すること。

この改革案では諸士の馳走米は高100石につき14石懸りであるが、実際はその禄高に応じて負担率に数段の区分つまり「段分」が設けられた。さらに、一般の農民に対してもはじめて石別銀3匁宛の負担（農民の馳走銀）を命じた。承応期には、防長の石高67万7,000余石、支藩への配地18万3,000石を除けば、萩宗藩は、49万4,000石となる。その後、新田の開発により天和元年（1681）までの30年間に約4万3,000石増加し、53万7,000余石となった。したがって、石別3匁とすれば農民の馳走銀も1,600貫目の巨額となる。

この段分の結果は次のようである。士卒の総員数 4,800人、禄高29万7,980石余、現米をもって支給せられる扶持米・切米等2万8,839石、切錢銀143貫目余である。その14石懸りによる藩の収入は米4万8,300余石（禄高馳走4万3,184石、現米馳走5,185石）と切錢馳走銀54.2貫目余である。他方、寺社領に関しては、現米50石以上が2,100余石、20石以上50石未満のもの約530石、20石以下のもの330余石であり、その馳走米約830石である。これより馳走米の総計は米4万9,199石となる。

<天和2年段分けによる馳走結果>

14石懸り藩収入米 4万8,300余石		寺社領 馳走米	総計米収入 (馳走米計)	切錢馳走銀	農民馳走銀 (石別3匁)
禄高馳走	現米馳走				
4万3,184石	5,185石	830石	4万9,199石	54.2貫目	1,654貫目余

天和2年の改革案では、4万9,000余石の馳走米と1,654貫目余の馳走銀で急場を凌ごうとしたわけである。米(石高)を銀換算(1石当たり0.025貫目)した場合、4万9,000余石の馳走米は1,225貫目余であり、1,654貫目余と合算すれば2,879貫目余となるが、まだ年約3,000貫目の欠損を完全に補うには及ばなかった。

4 貞享検地以後の財政変化

天和3年・貞享元年・貞享2年(1683~1685)の3か年は、士卒馳走米は徴収せず、毎年農民から石別2匁を出銀させ、これは1,068貫目となった(53万4,000余石×石別2匁=1,068貫目)。貞享2年に幕府の許可をえて60年ぶりに検地を行うこととし、貞享3年3月調査に着手し、翌貞享4年2月に完了した。今回は萩藩の所領のみに限定し、その結果、萩藩の新石高は63万5,465石となった。この時の増石は約5万1,500石で、この検地から税率を4ッ成(40%)に下げたので、結局現米2万600石の新財源を得た。しかしこの程度の財源では毎年の赤字を補うに足らなかった。貞享4年には、諸士の采地を約束期限となったので還付した。かくして藩の財政は漸く安定したが、当初からの藩債は容易に皆済されず、加えて元禄年間には奢侈に流れるようになった⁴⁵⁾。

元禄末期において、地下馳走米は元禄15年(1702)に一度だけ石別銀2匁5

45) 三坂前掲書(『山口県・・・』)、192頁。三坂前掲書(『萩藩・・・』)、61-62頁。拙稿前掲、41-42頁。

分宛を徴収し、元禄16年（1703）には士卒の出来も百匁につき2石替えの相場により銀でその2分の1を返還（返石）した⁴⁶⁾。しかし、同年11月江戸で大地震が発生し、藩邸の修築が必要になった。幕府から江戸城修築普請を命じられた。

このような活動より、江戸前期Ⅱ期における萩藩の藩債の変化と検地および財政改善努力についてみればおおそ以下ようになる⁴⁷⁾。

<江戸前期Ⅱ期 萩藩の藩債と財務活動>

年 号	藩債額	財務状況・馳走高等
承応元年（1652）	7,000貫目余	慶安3年来節約努力、債務返済796.3貫目
承応2年（1653）	7,430貫目	藩債務見積（前年をベースに予算編成）
明暦2年（1656）	8,000数貫目	負債13年賦償還、2,500貫目貯蓄計画
明暦4年・万治元年	3,911貫目余	債務年譜返済、向5か年別途貯蓄計画実行、
万治3年（1660）	—	万治の制法、正保減石復石馳走米2石、藩士歓迎
寛文2年（1662）	—	宝蔵金の創設（2,500貫目）、返石、馳走米2石
寛文7年（1667）	—	馳走米倍増（高100石付4石）
寛文10年（1670）	4,000貫目	前年利息200貫、利率年5分より推定
延宝2年（1674）	1万500貫目	洪水・大飢饉
延宝4年（1676）	1万2,000貫目	馳走米6石増加
延宝5年（1677）	—	病者・幼少者は馳走倍額、紙幣（藩札）発行

46) 三坂前掲書（『萩藩・・・』）、65-66頁。

47) 三坂前掲書（『萩藩・・・』）、39-66頁。三坂前掲書（『山口県・・・』）、191頁。末松前掲書、22頁。林前掲書、298-299頁。

天和元年 (1681)	2 万貫目超	1 万石、5000石、100石、40石以上に段分 8 石*
天和 2 年 (1682)	2 万2,000貫目	利息を加えて毎年約3,000貫目の欠損状況 ＜吉就公相続＞改革案：4 万9,000石余と 1,654貫目余の馳走による欠損補填、段分 馳走米14石*
天和 3 年・貞享元・ 2 年 (1683～1685)	—	毎年農民石別 2 匁出銀 (53万4,000余石× 石別 2 匁=1,068貫目)、毎年欠損約3,000貫 目
貞享 3 年 (1686)	貞享検地 2 万6,000石の新財源：諸士の采地を還付、4 ツ 成 (40%)、藩債未済、元禄奢侈経費増大	
元禄元年 (1687) ～ 元禄16年 (1703)	元禄 7 年 (1694) 吉就公逝去吉広公継承；経費増新借漸増 傾向、元禄 8 年 (1695) 3 年間士・民馳走米、段分160 石以上細分16石、元禄11年 (1698) 馳走米の 3 分の 2 免 除、向う 5 か年出米、元禄12年 (1699) 地下馳走米一旦打 切り、元禄15年 (1702) 地下馳走米出来一度だけ石別銀 2 匁 5 分宛上納、元禄16年 (1703) 士卒百匁付き 2 石替相場 で 2 分 1 返還、11月江戸大地震藩邸要修築、江戸城修築普 請	

Ⅳ 江戸前期終期（Ⅲ期）における財政改善努力 —宝永元年（1704）～寛延 3 年（1750）—

1 宝永期の状況と半知実行

翌元禄17年・宝永元年（1704）江戸城普請の工事費 4 万両を江戸・大坂・萩の富豪から一時借用した。この大坂・萩の新借は 1 両につき約52匁（52.25匁）として2,090貫目となる⁴⁸⁾。この他に大坂古借が9,523貫目余ある。また。前年の経常費不足額3,511貫目余、婚礼費引当銀428貫目、藩邸震災修築費268貫目が

48) ここでは正しくは金 1 両 = 銀 52. 25 匁 (0.052 貫目) で換算されている。慶長 14 年 (1609) は金 1 両 = 銀 50 匁 (約 187 グラム)、後の元禄 13 年 (1701) は金 1 両 = 銀 60 匁 (約 225 グラム) = 銭 4 貫文であるから、慶長 14 年のレートに近い (前注 30 参照)。

未払額であり、宝永2年7月末の不足額は総計1万5,823.2貫目となった。

これへの対応として、藩は3か年の儉約令を布き、特に当年は士卒に半知馳走料を課し、庶民からも石別銀1匁宛徴収することとした。半知とは、禄高100石につき、その実収4ツ成（40%）にして40石のうち半額の20石を上納させることを意味し⁴⁹⁾、その段分は以下の通りであった。

<宝永元年の段分>

宝永元年	高100石以上	高70石以上	高50石以上	高40石以上	高39石以下	足軽以下
高100石に付き	現米20石懸り（半知）	同18石懸り	同16石懸り	同14石懸り	同10石懸り	10石につき8斗懸り

これからは、士卒全体が半知馳走（半額負担）になるわけではなく、主に高100石以上の者が半知（20石懸り）となり、少禄の者はその負担率は軽減されていることがわかる。とはいえ、少禄の者にとっては非常な生活苦に陥ることは同等であったであろう。

萩藩において半知の馳走を課したのはこれが初めてであり、藩公も儉約の期間内は一層の経費節約に努力し、高10万石の大名の生活に準ずることとし、参勤帰国費用を含めて江戸の経費を銀約2,300貫目と定めた。これによって、藩公の参勤中は一か年に1,000貫目、帰国の年は500貫目の儉約となる。また半知による増収は、現米約7万石で4,047.8貫目であった⁵⁰⁾。半知馳走米代銀4,047.8

49) 禄高100石につき、その実収4ツ成（40%）にして40石のうち半額の20石を上納させる。ということは、物成（税収）4割として40石が満額支給のところ、半知の場合には半分20石を返上し、実収入は20石となる。銀100匁につき2石替位（1貫目＝20石、1石＝0.05貫目）とすれば、銀1貫目が実年収となる。銀1貫目＝16.67両で、1両10万円とすれば、166.7万円となる。なお、1貫目＝17.3石（1石＝0.06貫目）なら、20石＝銀1.2貫目＝200万円位となる。いずれにしても大変に苦しくなることは確かである。

50) 三坂前掲書（『萩藩・・・』）、66-67頁。現米約7万石は馬場就辰の「聞書集」によるものとされる。三坂前掲書（『萩藩・・・』）、67頁。これが4,047.8貫目であるから、100匁1.73石替への相場（1貫目＝17.3石）になる。

貫目、庶民出銀（石別銀1匁）600貫目、儉約出目（参勤時、1,000貫目）、半知馳走代利銀340貫目、毎年の馳走650貫目（計、6,637.8貫目）でもって、債務5,987.8貫目を返済した⁵¹⁾。

これにより、宝永元年・同2年（1704・05）における追加収支と藩債の推移は次のように示されるであろう。これによって、幕府から課せられた手伝い普請経費は予定通り半知の馳走によって支弁することができた。

＜宝永元年・同2年（1704・05）の追加収支と債務＞

特別収支		藩の債務	
銀収入増加		大坂古借	9,523貫目
半知馳走米代銀	4,047.8貫目	大坂・萩新借入	2,090貫目
庶民出銀（石別銀1匁）	600.0貫目	藩債	11,613貫目
儉約出目＜参勤時＞	1,000.0貫目	経常費不足	3,511貫目
半知馳走代利銀	340.0貫目	婚礼費引当銀	428貫目
毎年の馳走	650.0貫目	藩邸震災修築費	268貫目
	6,637.8貫目	未払額	4,207貫目
債務返済	5,987.8貫目	債務総計	15,820.0貫目
残高	650.0貫目	返済	5,987.8貫目
		残債（不足）	9,832.2貫目

藩債の利息は1割5分の約束であり、その利払は1,500貫目となるので、宝永4年（1707）までの3か年間は段分によって馳走を命じ、それによって毎年650貫目余りの増収となった。しかし、これに儉約の出目（参勤時1,000貫目）を加えても漸く利息を支弁するにすぎず、宝永4年7月の決算においてなお1万30余貫目の藩債を残した⁵²⁾。

宝永4年10月13日吉広公逝去し、11月吉元公が藩主となった。宝永5年（1708）正月吉元公に萩藩の現在の石高が次のように報告された（志道調査）⁵³⁾。

51) 三坂前掲書（『萩藩・・・』）、67頁。

52) 三坂前掲書（『萩藩・・・』）、67頁。

53) 三坂前掲書（『萩藩・・・』）、68-69頁。

御蔵入地	高44万9,769石	(内) 田方	高33万1,540石余
給領地	高20万3,230石余	(内) 田方	高17万3,245石余
合計	高65万2,999石余	(内) 田方	高50万4,785石余

これより、貞享3年の63万5,465石より1万7,500石余増加していることが分かった。

宝永5年(1708)3月藩公婚儀費用・臨時費用等で3,000貫目の新借となり、負債の総額は1万3,000貫目となった。そこで、当年は家督祝いの意もあって士卒の馳走を10石懸りに止め、庶民からは石別銀1匁6厘宛を上納させた。

宝永6年(1709)正月5か年儉約令が発せられ、宝永6年・同7年は半知、庶民には宝永7年に石別2匁5分宛を徴した。半知による増収は現米約7万石、地下馳走銀(石別2匁5)は約1,600貫目、当時の大坂米相場は安く見積もっても銀100匁につき2石替位(1貫目20石、1石=0.05貫)として米7万石の代銀は少なくとも3,500貫目、2年分で7,000貫目、地下馳走銀を加えて8,600貫目の臨時増収となる。宝永8年・正徳元年(1711)までには1万3,000貫目の藩債も相当に減少するものと期待された⁵⁴⁾。

2 正徳期・享保期の財政収支

ところが、翌正徳2年(1712)の決算によれば藩債は5万余貫目に増加した。これは、むしろ当職らの乱費乱脈によるものであり、当役・当職兩名は罷免された。藩公は襲封後5か年間に2度半知を課したにもかかわらず、乱費により財政改善できなかったのも、士民に対して心苦しく思われ、自ら経費節約に努めるとともに、正徳2年・同3年(1712・13)に士卒には重ねて半知の馳

54) 三坂前掲書(『萩藩・・・』)、69頁。

走を命じ、庶民にも石別銀2匁を徴した⁵⁵⁾。

正徳4年(1714)士民の極度の疲弊を憂慮し、当年は半知のうち特にその4分の1の5石を返した。翌正徳5年(1715)以後の3か年間は10石懸りとし、段分によって徴収した。これにより、正徳4年9月から享保元年(1716)8月までの間に残米12万21石・銀3万1,300貫目を生じ、負債の年賦償還も予定通りになされた⁵⁶⁾。

享保元年には、この余剰を利用して、同年の馳走米10石懸りのうち半額を、銀100匁につき8斗替えの相場により銀に換えてこれを諸士に返納した。また、5万余貫目の藩債については年賦償還とし享保15年には1万5,000貫目にまで減少した。この18年間に3万5,000貫目の償還を行ったこととなる⁵⁷⁾。

翌享保2年(1717)には知行を藩に預かる代わりに扶持米を給与する法を設け、明年以降馳走米を免除し、旅役米のみを納める等の策を講じた⁵⁸⁾。旅役は、番手(兵士)として江戸邸勤務、参勤随従、公用出張等の任務であり、多額の費用負担を生じる。その必要負担額を諸士一般から旅役米として徴収するものである。その収入は1万8,000石、2石替えの相場(100匁=2石、1石=0.05貫目)により900貫目であった。かくて、正徳3年(1713)以後5か年の儉約は見事に成果を挙げ、当初は半知20石であった馳走米も享保3年(1718)にいたって僅かに5石の旅役米のみとなった。この年には藩校明倫館を創建している⁵⁹⁾。

享保4年(1719)には正徳6(享保元)年に改易となった徳山藩の再興(嫡子相続)費用に2,670貫目、唐船打払いに3,943貫目の特別支出を要した⁶⁰⁾。その

55) 三坂前掲書(『萩藩・・・』)、69-70頁。末松前掲書、23頁。

56) 三坂前掲書(『萩藩・・・』)、70-71頁。

57) 三坂前掲書(『萩藩・・・』)、71-72頁。三坂前掲書(『山口県・・・』)、193頁。

58) 三坂前掲書(『萩藩・・・』)、71-72頁。

59) 三坂前掲書(『萩藩・・・』)、72-73頁。

60) この当時の唐船打払いについては次の拙稿を参照されたい。拙稿「享保期の異国船対策

他、新金銀換算率の変動により1か年の経常費も参勤費用を含めて2万4,433貫目余に膨張した。その総計3万1,046貫目余のうち大坂運送米代銀4,250貫目、山代紙代銀4,500貫目、山林売立銀400貫目合計9,150貫目を控除した残り2万1,896貫目が不足する計算となった⁶¹⁾。この収支計算を表示すれば次のようになる。

享保4年収支不足

大坂運送米代銀	4,250貫目	徳山藩再興支出	2,670貫目
山代紙代銀	4,500貫目	唐船打払費支出	3,943貫目
山林売立銀	400貫目	経常支出（参勤経費込）	2万4,433貫目
小計	9,150貫目		3万1,046貫目
不足	2万1,896貫目		

その整理の案は、2か年の儉約令を発して経常費を2割節約し、享保4・5年両年は士卒に18石懸りの馳走を命じ、その間旅役出米を免除し、庶民には1か年のみ石別2升2.5合宛を上納させ、予定通り2か年で完済した⁶²⁾。

享保6年（1721）は旅役出米のみとしたが、翌享保7年には財政逼迫し3か年間旅役出米込みで15石懸りの馳走を課した。享保8年（1723）藩公息女と薩摩藩主との婚儀費用3,000貫目もこの間の儉約により無事支出できた。享保9年（1724）は旅役出米のみとし、庶民から石別3升宛を上納させた。

享保10年（1725）には負債銀1万1,429貫162匁4分及び米2万7,969石6斗（1石40匁替で銀換算＝1,118貫784匁）で負債総額1万2,547貫目となった。正徳2年末の5万貫目と比べて13年間に3万7,453貫目を償却した。

以後、享保14年（1729）まで当職は諸士の困窮を配慮して毎年旅役米のみを

と長州藩における大砲技術の継承－江戸中期の大砲技術の展開－」笠谷和比古編『一八世紀日本の文化状況と国際環境』思文閣出版、2011年、393-415頁。

61) 三坂前掲書（『萩藩・・・』）、73頁。

62) 三坂前掲書（『萩藩・・・』）、73-74頁。

徴した。その結果年賦償還は最初の2年履行したのみで、債務増加の状態となった。享保15年（1730）当職交代し、前職の付渡書類によれば、負債銀1万4,156貫902匁4分および米2万7,617石4斗4升4合（100匁につき3石替で銀換算＝920貫目）で負債総額1万5,076貫目となり、かつ当時米と紙の価格下落により経常費予算に相当の狂いを生じ、前年の風水害で田畠高8万5,000余石の損耗を蒙ったとのことであった。このため3月に、3か年間の儉約を令し、諸士に17石懸りの馳走と庶民から当年は石別4升宛を徴収した。享保16年（1731）9月吉元公が没し、宗広公が継承した⁶³⁾。

享保17年（1732）諸士救済のため過去の貸付銀の一部を返済免除し、禄高百石毎に正銀200匁宛を3か年年賦で貸与し、その利息は公銀をもって弁済することとした。この年秋西日本で蝗害があり、萩藩も30万石近い損耗を負った。幕府より金2万両と米1万6,000石借用し、庶民に炊き出しを行った。

享保18年（1733）は、（翌年とともに）豊作であったが、儉約期間を延期して17石懸りの出米を命じ、一昨年類焼した桜田・新橋両藩邸の新築費として高100石により3石宛を上納させた。享保19年（1734）には一昨年の救恤を感謝して庶民は石別3升宛の上納があり、士卒からは15石懸りの出米と両藩邸新築費高100石につき3石宛を負担させた。翌享保20年（1735）には両藩邸築造完了し、15石懸りの馳走米のみ徴収した⁶⁴⁾。

宝永期・正徳期・享保期における萩藩の藩債の変化と検地および財政改善努力と藩債の状況についてみればおおよそ次のようになるであろう⁶⁵⁾。

63) 三坂前掲書（『萩藩・・・』）、73-76頁。末松前掲書、23-24頁。

64) 三坂前掲書（『萩藩・・・』）、76頁。

65) 三坂前掲書（『萩藩・・・』）、65-80頁。三坂前掲書（『山口県・・・』）、191-192頁。末松前掲書、23-24頁。林前掲書、300-301頁。

<宝永期・正徳期・享保期における萩藩の財政状況>

年 号	藩債・財務状況・馳走高等
宝永元年（1704）	藩債1万1,613貫目余、江戸大地震、江戸城修築普請4万両、3年儉約令、士卒半知初実施、庶民石別1匁徴収、藩公一層節約
宝永2年（1705）	藩債9,835.4貫不足、藩債利息1割5分の約束、利払1,500貫目
宝永4年（1707）	藩債1万30余貫目、吉元公藩主に、現石高44万9,000余石
宝永5年（1708）	藩債1万3,000貫目、藩公婚儀費用等新借3,000貫目を含む、士卒10石懸り、庶民石別銀1匁6厘
宝永6年（1709）	正月5か年儉約令、半知、石別2匁5分宛
宝永7年（1710）	半知、8,600貫目の臨時増収、藩債減少の期待
正徳元年（1711）	当職乱費乱脈により藩債増加
正徳2年（1712）	藩債5万余貫目、士卒半知、庶民石別銀2匁宛て徴収
正徳3年（1713）	士卒半知、庶民石別銀2匁宛徴収
正徳4年（1714）	半知4分1（＝5石）返石、以後3年10石懸り（3年）民2匁
正徳5年（1715）	10石懸り、民2匁
享保元年（1716）	藩債3万貫目余、2年間で残米12万21石・銀3万1,300貫余剰
享保2年（1717）	扶持米給与法、馳走米免除、旅役出米のみ
享保3年（1718）	旅役米5石のみ、明倫館創建
享保4年（1719）	徳山藩再興費・唐船打払い、経常費換算率膨張、2万1,896貫目不足
享保5年（1720）	18石懸り（2年）、民2升2.5合（1年）、上記不足額完済
享保6年（1721）	旅役出米のみ、財政逼迫
享保7年（1722）	3年間旅役出米込みで15石懸り
享保8年（1723）	婚儀費用3,000貫目も儉約により無事支出
享保9年（1724）	旅役出米のみ、民3升宛
享保10年（1725）	藩債1万2,547貫目、13年間に3万7,453貫目償却
享保14年まで	毎年旅役米のみ、債務15年年賦

享保15年 (1730)	藩債 1 万5,076貫目、米紙価下落前年風水害、17石懸り・民当年 4 升宛
享保16年 (1731)	(吉元公逝去・宗広公継承)
享保17年 (1732)	借銀で諸士救済、蝗害30万石近損耗、幕府借用による庶民炊き出し
享保18年 (1733)	豊作・洪水17石懸り出米、藩邸築費高100石付 3 石宛
享保19年 (1734)	豊作・洪水15石懸り出米、新築費高100石付 3 石宛
享保20年 (1735)	両邸完了、15石懸りのみ徴収

3 元文期・寛保期の財政収支

元文元年・同2年(1736・37)の2年間は13石懸りに減少した。元文3年(1738)当職交代に伴う前職からの引継ぎによれば、大坂豪商からの負債銀は1万7,014貫目余、藩内負債は米5万9,592石および銀3,662貫目余であり、その借米のうち2万3,293石余は元米を据え置き、毎年利息のみを支払う契約であった。同年(元文3年)は特に8石懸りとした。かくて、元文3年(1738)の藩債は2万5,200貫目となり、享保15年(1730)からみて1万貫目近く増加したこととなる。翌元文4年(1739)には再び12石懸りに増加したが、元文5年(1740)は旅役出米のみに止めた。しかし、藩経済は毎年3,000貫目以上不足し、抜本的な整理を必要とした⁶⁶⁾。

元文5年(1740)春、宗広公は財政改革着手を決意し、年末に「宝蔵金の仕法」を定め、他に流用されて帳簿上にのみ存在するのではなく、実質的に貯蔵し不時に備えるようにした。これに基づき、大坂用達商人(上田家)から700貫目(うち金子1万両)と藩内から300貫目を調達し1,000貫目にして宝蔵に納めた。また、今後は公租以外の雑収入から毎年80貫目宛を貯蔵することとし

66) 三坂前掲書(『萩藩・・・』)、77頁。三坂前掲書(『山口県・・・』)、191頁。

た。翌元文6年・寛保元年（1741）は宝蔵金の仕法を厳守し、その貯蓄を第一の責務とした。また、将来士卒の馳走を軽減する目的で「引除銀の仕法」を設け、「用心米」を貯蔵して不時の天災に備えることとした⁶⁷⁾。

このような改革は長期的な見地に立つ根本的な改革であり、当面の財政の解決にならず、依然として困難を伴った。加えて、寛保2年（1742）には利根川の手伝普請に約3,000貫目の巨費を要し、内800貫目は一時宝蔵金から支出し、残余は大坂・藩地の富豪から借用した。翌寛保3年（1743）には洪水により13万5,500余石の損耗を蒙った。このことから士卒の馳走米も寛保元年は前年同様旅役米のみにとどめたが、寛保2年には13石懸り、寛保3年には半知となり、翌延享元年（1744）にもなお10石懸りの出米を命じる状態であった。

4 延享期の収支予算・決算報告

(1) 延享2年度（1745/46）収支予算

延享元年（1744）当職が交代し、前任者の付渡状によれば、元文3年（1738）の2万5,000貫目に比して、大坂の負債は395貫目減少し1万6,620貫目となり、藩地の負債は2万8,400石と銀513貫目減少し、米3万1,191石（内2万1,541石元据米）と銀3,148貫目となったが、利根川普請費は半知によってもこれを弁償できず、大坂で銀1,217貫目、藩地で米7,949石と銀135貫目との新借を

67) (1)引除銀…臨時費引当銀1か年300貫目のうちの半額、足輕以下の旅役銀の余剰、萩浜崎川口番所の関税の半額、櫓蝨（はぜろう）の代銀、諸郡番組売山代銀、幼少病者からの増馳走米、士卒の給禄没収・減少による収入の3分の1等を原資。延享元年（1744）5月現在の基金328貫目であった。(2)用心米…3万石を目標、防長42か所に倉庫。元文4年から貯蔵着手し、延享元年までに8,676石余に達した。(3)庶民への貸付米…地下馳走米は幕府・他藩に対しても憚りがあるために創設、延享元年春御蔵入及び給領地の原石60余万石に対して石別1升5合宛、総計9,352石余を貸付（2割複利）、3年に一度利息の名目で石別3升宛を徴収しうる予定。(4)その他…荒廃田開発・造林、諸郡門役銀戸数割約38貫目の1割に鳥毛・牛革・鹿皮等の代銀を加え1か年平均13貫目を武具の修補料に充当。この間洪水により新たに1,705石の荒廃田発生し、将来開拓が必要であった。三坂前掲書（『萩藩…』）、77-79頁。

残した。かくして、負債の総額は銀2万1,120貫目と米3万9,140石の巨額に上った⁶⁸⁾。

延享2年(1745)春、藩主宗広公の参勤出発に先立ち、財政困難に対処するために当職は次の予算案を策定した。その内容は概略以下の通りであった⁶⁹⁾。

<延享2年度(1745/46)収支予算>

<収 入>

1. 米6万258石余
但御蔵入物成の内士卒への稟米、扶持米等を控除した残額
1. 米5万1,588石余
但同斷銀方の内士卒への切錢、心付銀等を控除し、残3,034貫606匁を100匁につき1石7斗替の相場により米に換算
1. 米3万6,454石
但士卒の馳走出米高100石につき10石懸り
1. 米1万2,470石
但庶民の馳走出米、石別2升宛
合計16万770石

<支 出>

1. 米13万5,884石余
但大坂への運送米並に經常費の内の米方
1. 米4万9,885石余
但經常費の内の銀方2,934貫425匁を米に換算
1. 米2万4,121石余
但昨年8月以降1か年間の不足銀1,418貫900匁を米に換算
合計米20万9,890石余
差引不足 米4万9,120石余

68) 三坂前掲書(『萩藩・・・』)、79-80頁。

69) 三坂前掲書(『萩藩・・・』)、80-82頁。

江戸前期萩藩の会計制度
—地方自治体会計・特別会計の一元流—（郡司）

＜差引不足 米 4 万9,120石余＞ 内	
1. 米6,930石	但諸郡への恵米、諸士への臨時心付米等を節約
1. 米5,570石 9 斗	但諸士への臨時心付銀等327貫700匁を節約し米に換算
1. 米 1 万3,346石 7 斗	但諸士救済のための引除銀および宝蔵納銀の今来 2 か年分485貫100匁、ならびに藩地臨時引当銀300貫目を米に換算
1. 米5,405石 4 斗	但利根川普請による新借等、償還を延期し得べきもの銀317貫967匁を米に換算
合計 米 3 万1,253石	
尚不足 米 1 万7,867石余	

以上の内容を勘定形式で示せば次のようになるであろう。

延享 2 年度（1745/46）全体収支予算

収入項目	米（石）	銀（貫目）	支出項目	米（石）	銀（貫目）
士卒支給等控除後残米	60,258		大坂運送米等	135,884	
士卒馳走出米	36,454				
庶民馳走出米	12,470				
諸郡節約	6,930				
士卒切錢等控除後残銀	51,588	3,034.60	經常費支出	49,885	2,934.40
諸士臨時費節約	5,570.90	327.7	過年度不足支払	24,121	1,418.90
引除銀宝蔵納銀 2 年分	8,246.70	485.1			
藩地臨時引当銀	5,100	300			
新借償還等繰延	5,405.40	317.9			
尚不足	17,867				
	209,890			209,890	

かくして、「尚不足」が米1万7,867石余位であれば、経常費を節約して年末までにはなんとかやり繰りできると考え、士卒には10石懸りの馳走にとどめた。ところが、その後に数度の洪水に見舞われ、14万2,000石の損耗を生じた。これにより、租入の減少と多大の救済等経費支出が必要となり、農民からの馳走米も石別1升到半減せざるを得なかった。これらの損害を合算すれば少なくとも5万1,000石以上となり、前記の尚不足と加えて約6万8,900石となる。

(2) 延享2年度(1745/46)総収支計算

この補填のために、藩はやむなく士卒の馳走米10石を増し結果的に半知(計20石)の出米を命じることとした。これによって、3万6,450石を得、残りは3万2,440石となる。そのうち1万石は諸士への心付米等をもって節約する。それでも「尚不足」の2万2,000石をどうするか。大坂の負債は年末には1万9,330余貫目に増加し、藩地の負債も米3万9,700余石と銀3,750貫目となった⁷⁰⁾。

この場合、諸郡節約、諸士心付米等節約、諸士臨時費節約といった節約は支出の減少であるから算術計算的にはこの勘定の右側貸方支出の欄にマイナスで記載すべきと思われるかもしれない。しかし、勘定計算では加法性のもとに、マイナス項目は反対側に記入する。したがって、上記「節約」項目は貸方支出の修正項目として借方収入側に記載することとなる⁷¹⁾。

なお、年初債務と年末債務との差は、米高を100匁につき1石7斗替の相場により換算すれば、期首銀2万1,120貫目、米3万9,140石(計2万3,422貫目余)に対して、大坂負債年末1万9,330余貫目および藩地負債銀3,750貫目、米3万9,700余石の合計は銀2万3,080貫目、米3万9,700石余(計2万5,415貫目余)となるから、当年度中に銀1,960貫目、米560石だけ増加したことになる。

70) 三坂前掲書(『萩藩・・・』)、82頁。

71) 拙著『現代会計の基礎と応用』中央経済社、2019年、1章・2章参照。節約はある意味で収入とみなすこともできよう。

この米高を100匁につき1石7斗替の相場により換算すれば、3万3,880石（1,993貫目）となる。これにより最終的な尚不足額2万2,000石（2万2,413石、調整413石）を支弁したと解される。

<追加収支>

尚不足		米 1 万7,867石余	
災害損失（災害救済経費）		5 万1,000石以上	
追加不足額計		6 万8,867石余	
士卒馳走米10石増	3 万6,454石		
諸士心付米等節約	1 万石	4 万6,454石	
尚不足		2 万2,413石	
負債増加（追加借入）			
銀1,960貫目	米560石*	3 万3,880石	
残高		1 万1,467石	
*負債内訳			
大阪負債	1 万9,330余貫目		
藩地負債	3,750貫目	米 3 万9,700余石	
当年負債総額	2 万3,080貫目	米 3 万9,700余石	（計 2 万5,415貫目余）
前年負債総額	2 万1,120貫目	米 3 万9,140石	（計 2 万3,422貫目余）
負債増加額	1,960貫目	米 560石	（計1,993貫目）
1石7斗替の相場により換算		33,880石 ⁷²⁾	
（1貫=17石。1石=1/17貫）	1,960貫目	= 33,320石	

72) 当年負債 = 23,080 + 39,700 ÷ 17 = 25,415貫目余。前年負債総額 = 21,120 + 39,140 ÷ 17 = 23,422貫目余。差額 = 1,960 + 560 ÷ 17 = 1,993貫目。負債差額 = 1,960 × 17 + 560 = 3 万 3,880石、となる。

以上の内容を勘定形式で示せば以下になるであろう。その場合に、歴時的な収支経過に従って区分表示することも考えられるが、ここでは（報告式の損益計算書と同様に）経常的な収支と、臨時的な項目や節約額を中心とする特別収支とに分けて区分表示しておこう⁷³⁾。

＜延享2年度（1745/46）総収支計算（石高ベース）＞

収入項目	米（石）	銀（貫目）	支出項目	米（石）	銀（貫目）
士卒等控除後残米	60,258		大坂運送米等	135,884	
士卒切銭等控除後残銀	51,588	3,034.6	経常費支出	49,885	2,934.4
経常収入計	111,846		経常支出計	185,769	
特別収入・節約			特別支出		
士卒馳走出米	72,908.0		過年度不足支払	24,121	1,418.9
庶民馳走出米	12,470.0		災害救済経費	51,000	
引除銀宝蔵納銀2年分	8,246.7	485.1	（庶民返米含）		
藩地臨時引当銀	5,100.0	300.0			
新借償還等繰延	5,405.4	317.9			
諸郡・諸士等節約	22,500.9	327.7			
追加借入	33,880.0	1,960.0	残高（借入余剰）	11,467	
	<u>272,357</u>			<u>272,357</u>	

(3) 総額概算表示（物成・士卒給付高）

なお、ここでは米高（石高）計算を中心に決算がなされているにもかかわらず、「士卒控除後残米」から計算を始めている。この点は、寛永20年度や承応

73) 収支経過による記録および収支報告に関しては、前掲拙稿（「江戸前期萩藩の財政変化・・・」）53-54頁参照。

元年度の決算報告にみられる「物成－士卒給付高」の計算を欠いていることにおいて十分ではないとみられる。寛永20年度や承応元年度の両年度の報告が総額表示であるのに対して純額表示として位置づけられるであろう⁷⁴⁾。

そこでこの総額部分を概算的に補完しておこう。その場合に、ここでの物成算定の基になる御蔵入高は、宝永5年（1708）の志道調査による蔵入石高が年代的に最も近いのでこれを採用し、またこれに近いデータとして、宝暦4年度（1754/55）の計算書がある⁷⁵⁾。これも参照すれば、以下のように推測されるであろう。また宝暦4年度（1754/55）も併記しておこう。

延享2年度（1745/46）		宝暦4年度（1754/55）	
萩藩石高	65万2,999石	萩藩石高	64万4,349石
給領地	20万3,230石	一門以下の給地	19万7,203石
御蔵入総高	44万9,769石	御蔵入総高	44万7,146石
物成（0.4）	17万9,907石	荒廃地等控除石高	2万5,964石
士卒支給等控除後残米＝	6万0,258石	（差引）課税地の現高	42万1,182石
士卒支給高等	11万9,649石	物成雑租（0.42）	17万6,896石
雑租＝		米14万8,225石余・銀1,705貫目余	
士卒切銭等控除後残銀＝	5万1,588石	（1貫目＝17石；2万8,985石）	
	銀3,034.6貫目	士卒支給高	8万9,688石
	（1貫目＝17石）	大坂定運送米	4万0,257石

74) これとの関係で想起されるのが、損益計算書における総額表示損益計算書と純額表示損益計算書との区別であろう。前者の総額表示計算書は、売上高マイナス売上原価＝売上総利益から始めるのに対し、純額表示計算書は売上総利益から始まり、売上原価を表示しない計算である。後者はとくに戦前のわが国損益計算書において採用された。

75) 三坂前掲書（『萩藩・・・』）、68-69頁。宝暦4年度（1754/55）のデータによれば、この時の防長石高82万7,371石余、うち支藩等4末家への配地18万3,022石と一門以下の給地（地下知行）19万7,203石を差し引いた44万7,146石が御蔵入総高となる。これから天災荒廃田畠・庄屋畔頭給・寺社領その他公衙敷地等2万5,963石余を除けば、課税地の現高42万1,182石余となり、その税収は付加税・雑税等を合して米14万8,225石余・銀1,705貫目余となる。毛利家文庫（政理47）『御所帯根積』宝暦4年（1754）。山口県編『山口県史料編 近世3』2001年、957-987頁。萩市史編纂委員会編『萩市史 第一巻』ぎょうせい、1983年、507-514頁。小川前掲書、77-90頁。林前掲書、197頁。

なお、この場合、宝暦4年の荒廃地等控除石高は考慮しないでよいであろう。これは萩本藩石高がこの9年間で8,000石近く減少しているところから、この間に多く生じたものとみてよいであろう⁷⁶⁾。士卒支給高にはそう大きく変化していないと考えれば、8万9,000石位とみてよいであろう。そこで、物成は御蔵入総高の4割（4ツ成）とすれば17万9,907石となる。士卒支給等控除後残米が6万258石であるから、簡略化すれば、士卒支給高等は11万9,649石（内、士卒支給高8万9,000石とすれば、それ以外の諸経費が3万649石）となる⁷⁷⁾。

また、宝暦4年にも半知馳走米を徴収している。半知がいかほどになるかについては、下記の表に示すようにこれまで約7万石～7万4,000石、地下馳走は石別1匁で500～600貫、また、庶民馳走に関しては、石別1匁で600貫目（1貫目＝20石として1万2,000石）、石別2升宛で1万2,400石（同1石＝50匁として620貫目）位ととらえられる。

<士卒・庶民馳走とその効果>

年度	施策	効果
天和2年（1682）	14石懸・民石別3匁	4万9,000石、1,654貫目、計2,879貫目
宝永元年・同2年（1704・05）	半知、石別1匁	現米約7万石（＝4,047.8貫目）＋600貫目＝4647.8貫目
宝永6年－同7年	半知（2年）、石別2匁5分（1年）	現米約7万石（＝3,500貫目）、2年7,000貫目、地下石別2匁5分（＝約1,600貫目）計8,600貫目
享保2年（1717）	旅役米のみ	1万8,000石、2石替〈100匁＝2石、1石＝0.05貫目〉900貫目

76) 三坂前掲書（『萩藩・・・』）、83頁、88-90頁。林前掲書、197頁。

77) また、士卒切銭はこれを度外視すれば、士卒切銭等控除後残銀が雑租（小物成等）とみなすことができる。これより、物成・雑租は23万1,495石（以上）となる。

延享 2 年（1745）	半知（計20石） 石別 2 升宛	7 万2,908石 1 万2,470石
宝暦 4 年（1754）	家来中半知馳走米 地下石別 4 升宛	7 万4,118.69石 2 万4,735.44石

延享 3 年（1746）は、財政逼迫につき向こう 6 か年の非常儉約令を発し、当年の馳走米12石懸り、翌延享 4 年は11石懸り、延享 5 年・寛延元年（1748）は11石懸り、寛延 2 年は10石懸り、寛延 3 年（1750）は15石懸りと毎年士卒に負担を求めている。この間天災が続き、延享 4 年13万5,000石、寛延元年 9 万7,000石の損耗を生じ、同年の決算では銀4,226貫目の支出超過となった。寛延 4 年・宝暦元年（1751） 2 月藩公逝去、第61代重就公長府藩主から萩藩主へ襲封した。藩債総額約 3 万貫目となった⁷⁸⁾。

このような活動より、元文期・寛保期・延享期における萩藩の藩債の変化と馳走米等の財務改善努力についてみればおおよそ次のようになるであろう⁷⁹⁾。

<元文期・寛保期・延享期における萩藩の財政状況>

年 号	藩債・財務状況・馳走高等
元文元年（1736）	両年（元年・同 2 年）馳走米13石懸りに減少
元文 2 年（1737）	馳走米13石懸り
元文 3 年（1738）	2 万5,000貫目、馳走米 8 石懸り
元文 4 年（1739）	再び12石懸り、歳末高百石付50匁宛銀貸与
元文 5 年（1740）	旅役出米のみ、毎年3,000貫目以上不足、宝蔵金の仕法を定め、大坂700貫目（金子 1 万両）、藩内300貫目、計1,000貫目宝蔵納入、今後公租以外から毎年80貫目宛貯蔵

78) 三坂前掲書（『萩藩・・・』）、83頁。

79) 三坂前掲書（『萩藩・・・』）、65-80頁。三坂前掲書（『山口県・・・』）、191頁。末松前掲書、22頁。林前掲書、300-301頁。

寛保元年 (1741)	宝蔵の仕法を厳守、引除銀、用心米、庶民貸付米等根本的改革に着手、士卒旅役米のみ
寛保2年 (1742)	利根川手伝普請に約3,000貫、13石懸り
寛保3年 (1743)	洪水により13万5,500余石の損耗、半知
延享元年 (1744)	<u>約2万3,422貫目余</u> 2万1,120貫目・米3万9,140石、士卒馳走米10石懸り
延享2年 (1745)	<u>約2万5,415貫目余</u> (大坂1万9,330余貫目・藩地米3万9,700余石)、10石懸り、後洪水14万2,000石損耗、補填半知出米3万6,450石、残り1万石諸士心付米等節約
延享3年 (1746)	6か年非常儉約令、当年馳走米12石懸り
延享4年 (1747)	馳走米11石懸り、天災高13万5,000石損耗
寛延元年 (1748)	11石懸り、天災9万7,000石損耗、4,226貫目支出超過、朝鮮通信使応接、洪水
寛延3年 (1750)	10石懸り馳走、洪水
寛延4年 (1751)	15石懸り馳走、洪水
宝暦元年 (1751)	<u>(約3万貫目)</u> 2月藩公逝去、第61代重就公襲封

V 江戸前期における収支報告の変化

ここで、江戸前期Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期におけるそれぞれの収支計算・収支報告についてあらためて整理し呈示すれば次のようになるであろう。

Ⅰ期＝寛永20年度(1643/44) 収支決算

収入項目	米(石)	銀(貫目)
〈米高収入〉		
物成現米	52,973.9	
〈米高支出〉		

Ⅱ期＝承応元年度(1652/53) 収支決算

収入項目	米(石)	銀(貫目)
〈米高収入〉		
諸郡山代等現高	106,307	
〈米高支出〉		

江戸前期萩藩の会計制度
—地方自治体会計・特別会計の一元流—（郡司）

士卒支給	32,616	
萩諸経費	1,320.0	
米取引大坂経費	150.0	
残米	18,887.9	472.2
浦浜畠	8,120.0	81.2
山代	57,286.0	700.0
銀高収入計	84,293.9	1,253.4
士卒支給切紙		181.3
山口・三田尻諸経費		207.4
大坂諸経費		50.0
京都諸経費		268.0
江戸諸経費		1,260.1
負債利息		620.0
銀高支出計		2,586.8
収支不足高		1,333.4
一般		773.3
江戸		560.1
再計不足高		1,333.4

士卒支給	37,099	
その他雑費	9,578	
残米石高	59,630	
残米銀高		1,326.0
諸郡 畠銀		358.0
山代 諸銀		609.0
浦立・塩浜銀		53.0
その他		181.0
銀高収入計		2,527.0
藩地雑費		404.4
京都雑費		80.3
大坂雑費・運賃		46.0
江戸雑費・引当		800.0
債務返済額		796.3
銀高支出計		2,127.0
収支余剰高		400.0

Ⅲ期＝延享２年度（1745/46）総収支計算（石高ベース）

項目	米（石）	銀（貫目）
〈米高収入〉		
物成現高等	179,907	
〈米高支出〉		
士卒支給高等	119,649	

士卒等控除後残米	60,258	
同切銭等控除後残銀	51,588	3,034.60
経常純収入	111,846	
大坂運送米等	135,884	
経常費支出	49,885	2,934.40
経常支出計	185,769	
経常収支残高（不足）	- 73,923	
士卒馳走出米	72,908	
庶民馳走出米	12,470	
引除銀宝蔵納銀2年分	8,246.7	485.1
藩地臨時引当銀	5,100	300
新借償還等繰延	5,405.4	317.9
諸郡・諸士等節約	22,500.9	327.7
追加借入	33,880	1,960
特別収入計	160,511	
過年度不足支払	24,121	1,418.90
災害救済経費	51,000	
特別収支残高（超過）	85,390	
収支差額（借入余剰）	11,467	

この表からみて、Ⅰ期とⅡ期の収支計算は形式的には大きな隔たりはないといえるであろう。この時期は、経常的な米高（石高）収支計算と銀高収支計算とから成り立っている。もちろん、前期Ⅰ期では、一般の会計（第1部）と山代・江戸の会計（第2部）とに明確に区分されていたが、Ⅱ期では江戸の経費負担の増大とともに、それは明確に区分されなくなった。もちろん山代等の特

別部門内の収支計算はずっと継続的になされている。

ところで、Ⅰ期とⅡ期とでは、石高収入に関しては、蔵入現高が21万6,740石から31万7,297石へ約10万石増え、物成収入は約2倍増えた。また、石高支出は、士卒支給が正保の2歩減により相対的に低く抑えられ、結果的に残米は3倍、銀高で9,000貫目近く増えている。諸郡の米高だけでなく、山代や浦立等の米高さらには畠高・銀高も拡大され、この間に収支不足から収支余剰へ展開していることがわかる。

Ⅰ期とⅡ期の収支計算では、藩債は存在するものの士卒や庶民からの馳走は、この時期にはまだなされていなかった。この二つの計算書をみる限り、石高計算はある意味前段の予備計算的な位置づけで、むしろ銀高計算の方が中心的な位置を占めているとみられる。この傾向は、江戸期の消費経済、商業経済の発展とともに益々強まるように思われた。

ところが、その後、元禄期には奢侈に移り、経費は増大し、財政的には次第に苦しくなり、藩債では不足し、士卒や庶民から馳走米の形で調達せざるを得なくなった。元禄17年・宝永元年（1704）にはついに士卒から半知、庶民からは石別銀1匁宛の徴収を行うようになった。

この傾向はその後も続き、Ⅲ期の収支計算をみると、もちろん士卒支給高控除後の米高（石高）残高からの収支計算が中心となるが、そこにおいても米高（石高）計算が全面的に適用されている。これは、士卒や庶民からの馳走が益々大きくなり、半知馳走等が頻繁に行われるようになったことが大きく反映されているといって過言ではないであろう。もちろん経常支出に関して、それ以前の報告と同様に、藩地、江戸、大坂・京都等の諸経費が、とくに元禄期以降ますます増加していることは確かである。しかし、それ以上に、藩債の返済を含めて、不足資金の調達という財務的・臨時的な側面が一層重要になってきたことが如実に示されている。それが特に馳走米という米高（石高）を中心とすることから、石高計算が重視されたとみられる。さらには、石高計算を重視

することの背景には、上層部がともすれば銀高よりも軽視されがちになる石高の重要性を喚起しようとしたことが見受けられる。米高意識・石高意識の喚起により儉約を励行しようとしたとみることができる⁸⁰⁾。

おわりに

萩藩は、その開府時の六か国返租、幕府の手伝普請、江戸藩邸構築、参勤交代費用等の負担といった著しい財政困難から出発した。藩債（借銀、藩の負債）と士卒・農民からの馳走そして検地増石により多難の困難を凌いできたが、元和9年（1623）には負債は4,000貫目に達した。ここにおいて、六か国返祖に功績のあった益田牛庵を中心に節約と士卒から毎年馳走銀を徴収することによって寛永9年（1632）には4,000貫目の債務も完済された。しかし、一時は馳走銀によって藩債皆済に漕ぎつきえたものの、ほとんど藩債と士卒・庶民からの馳走に頼らざるをえなかった。

とくに江戸の経費は、山代の製紙事業からの石高（紙代）でまかなうことができないほど増大し、全体の収支をも圧迫するようになった。その意味では、山代資銀（資金）と江戸経費とは別途会計（特別会計）としては十分に機能し得なかったが、それでも特別会計としての萌芽をみることができる。さらには、宝蔵金の創設や用心米等の創設も後の撫育制度創設につながる萌芽・契機と捉えることができるであろう。

しかし、これ以降はそのつど節約に努めながらも、天災・幕府手伝普請や参勤交代等により江戸での諸経費をはじめ大幅な赤字に見舞われることが多く、

80) この石高重視の傾向は、江戸後期になっても注目され、ともすれば銀高で考えるとその収支が自己の禄高（石高）のどの程度に相当するかを忘れて安易に使ってしまうことを危惧し、経費節約の一環として石高意識・石高把握の重要性を喚起することもあった。三坂前掲書（『萩藩・・・』）、100頁。

そのつど負債の増加だけでなく、士卒の20%減石や士卒・庶民からの馳走を求めざるを得なかった。これが酷いときには士卒から半知（20石減）馳走に達することも度々であった。しかし、藩主にとっては士卒・庶民に馳走を課すことは決して望むところではなく、そのつど当職を鼓舞しつつ節約の努力を重ねたものの、その効果はなかなか期待通りにはいかなかった。

このようななかであって、藩公・当職相図って、宝蔵金の制度や引除銀、用心米、荒廃田開発・造林等の施策も実行に移すべく努力がなされたことは、積極的な財政政策の萌芽として注目される。とはいえ、これらは長期的な効果は期待されるものの、目の財務改善には余り役に立たないことは明らかであった。

このようなことから、藩の財務報告も、収入余剰の年は非常に少なく、多くは支出超過であった。それゆえ、当初の予算設定にあたってまず不足額が算定されることにより、この不足額をいかにして調達するかの方策として士卒・庶民からの馳走と債務調達が検討され、その実際の実施にあたってなお不足する場合、新規借入れ等が検討され、さらに士卒・庶民からの追加馳走等が実行に移されてきた。このこともあって、石高計算を中心とする収支計算報告に重点が置かれた。

このように江戸前期の財政状況はかなり悪化の一途をたどってきた。後期にはこれが改善されるどころか、さらに悪化し、藩債は「8万貫目の大敵」からさらに9万貫目まで膨らみ、苦境のどん底に陥ることとなる。そのような過程であって、撫育制度という特別財政・会計制度が創設・実施された。それとともに、財政担当者に必死の改革に向かわせ、苦しい中において長期視点から創設された撫育制度を中心とする商業・金融・産業活動が徐々に効果をあげるることとなる。江戸後期萩藩における本勘（一般会計）と撫育制度（特別会計）との両輪の財政・会計制度が、経営（藩政）・財政・会計活動のさらなる展開を支えることとなる。

【文 献】

小川國治『転換期長州藩の研究』思文閣出版、1996年

郡司健「享保期の異国船対策と長州藩における大砲技術の継承－江戸中期の大砲技術の展開－」笠谷和比古編『一八世紀日本の文化状況と国際環境』思文閣出版、2011年

郡司健『幕末の長州藩－西洋兵学と近代化－』鳥影社、2019年

郡司健『現代会計の基礎と応用』中央経済社、2019年

郡司健「江戸前期萩藩の財政変化と会計－地方自治体会計・特別会計の一淵源－」『伝統技術研究』第14号、2021年

末松謙澄『修訂防長回天史』柏書房、1967年

田中誠二『萩藩財政史研究』塙書房、2013年

富成博『江戸と幕末－意外に知らない素朴な疑問－』新人物文庫、2012年

萩市史編纂委員会編『萩市史 第一巻』ぎょうせい、1983年

林三雄『長州藩の経営管理』文芸社、2001年

三坂圭治『萩藩の財政と撫育制度』春秋社、1943年（改訂版）マツノ書店、1977年

三坂圭治『山口県の歴史』山川出版社、1971年

村田峯次郎『防長近世史談』大小社、1927年

毛利家文庫（政理47）『御所帯根積』宝暦4年（1754）、山口県編『山口県史 史料編 近世3』2001年、957-987頁

大阪学院大学商・経営学会会則

- 第1条 本会は大阪学院大学商・経営学会と称する。
- 第2条 本会の事務所は大阪学院大学図書館内におく。
- 第3条 本会は本学の設立の趣旨にもとづいて、商学、経営学およびこれらに関連する諸科学の研究を促進することを目的とする。
- 第4条 本会は次の事業を行う。
1. 機関誌「商・経営学論集」の発行
 2. 研究会、講演会および討論会の開催
 3. その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 第5条 本会の会員は次の通りとする。
1. 大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部の専任教員で商学、経営学およびこれらに関連する諸科学のいずれかを専攻または担当する者
 2. 本会の趣旨に賛同し役員会の承認を得た者
- 第6条 会員は本会の機関誌その他の刊行物の配付を受けることができる。
- 第7条 本会には次の役員をおく。任期は2年とし、再選をさまたげない。
1. 会 長 1名
 2. 副 会 長 1名
 3. 庶務および編集委員 5名以内
- 第8条 会長は会員の中から選出し、総長が委嘱する。
副会長は会長が会員の中から委嘱する。
委員は会員の互選にもとづいて会長が委嘱する。
- 第9条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
副会長は会長を補佐する。役員は役員会を構成し、本会の企画・運営にあたる。
- 第10条 会長は役員会を招集して、その議長となる。

第11条 会長は会務執行に必要なとき、会員の中から実行委員を委嘱することがある。

第12条 総会は年1回これを開く。ただし、必要あるときは会長が臨時に招集することができる。

第13条 本会の経費は大阪学院大学からの交付金のほかに、有志からの寄付金、その他の収入をもってあてる。

第14条 各学会の相互の連絡調整をはかるため「大阪学院大学学会連合会」をおく。

本連合に関する規程は別に定める。

第15条 会計は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第16条 本会会則の改正は総会の議を経て総長の承認をうるものとする。

附 則

1. 商学論集は商経論叢の発行を引継ぐものとする。
この会則は、昭和62年4月1日から施行する。
2. 流通・経営科学論集は商学論集の発行を引継ぐものとする。
この会則は、平成6年4月1日に改正し、施行する。
この会則は、平成13年4月1日に改正し、施行する。
3. 流通・経営学論集は流通・経営科学論集の発行を引継ぐものとする。
この会則は、平成20年4月1日に改正し、施行する。
この会則は、平成24年4月1日に改正し、施行する。
この会則は、平成25年4月1日に改正し、施行する。
4. 商・経営学論集は流通・経営学論集および企業情報学研究の発行を引継ぐものとする。
この会則は、平成26年4月1日に改正し、施行する。

以 上

大阪学院大学商・経営学論集投稿規程

1. 投稿論文はその内容が商学、経営学およびこれらに関連する諸科学のいずれかに属するものでなければならない。掲載の可否は査読結果を基に役員会が決定する。
2. 投稿資格者は、原則として本学商・経営学会の会員に限る。ただし、次の者は役員会の議を経て投稿することができる。
 - (1) 大学院生で指導教員の推薦がある者
 - (2) 本会々員と共同執筆の者
 - (3) 客員教授、非常勤講師ならびに学外者
3. 原稿は次のように区分し、この順序にしたがって編集する。
論説・研究ノート、資料など。
4. 原稿は未発表のものに限り、枚数は原則として200字詰80枚、印刷ページにしてA5判で20ページのいずれをも超えないものとする。これ以上の枚数については編集委員会で検討することがある。
5. 発行は原則として、9月、3月の年2回とし、1回の刷上がりページは原則として120ページ以上とし、原則として年間総ページを600ページとする。
必要な場合は1回増刊することができる。
6. 抜刷は40部を進呈し、特に研究上必要と認められる場合は編集委員会で検討のうえ、200部まで配布する。
7. 投稿され掲載された成果物の著作権は、著作者が保持する。
なお、出版権、頒布権は大学が保持するため、論文転載を希望する場合は、学会宛に転載許可願を提出願うこととする。
8. 投稿された論文の著作者は、当該論文を電子化により公開することについて、複製権および公衆送信権を大学に許諾したものとみなす。大学が、複製権および公衆送信権を第三者に委託した場合も同様とする。

この規程は、平成30年4月1日から適用する。

以上

大阪学院大学商・経営学論集執筆要領

原稿について

1. 原稿用紙は原則として本学指定の200字詰め横書きとする。原稿はコピーではない正本を提出し、必ず原稿提出票をそえること。
2. 欧文はタイプライトまたは活字体でなければならない。
3. できるだけ現代かなづかいと当用漢字を用い、難字は欄外に大書すること。
4. 印刷字体その他印刷上のスタイルなどの指定は、執筆者が原稿に直接朱筆すること。特に数式については留意すること。

脚注について

5. 本文の脚注番号は、たとえば上ツキで3)とし、全体を通じての通し番号をつけること。
6. 脚注文は原稿においては、一括して本文の文末におくこと。(印刷出来上がりでは文字通りの脚注となる。)

図表について

7. 図と表は原稿とは別紙に書いて1枚ごとに番号と執筆者名を記入し、本文中に挿入箇所を指示すること。印刷所に原図作成を依頼する場合は、鉛筆で下書きしたものを用意するか、または適当な方法で書いた見本を添えること。
8. 自分でスミ入れして完成させた原図や写真の場合は、厚手の台紙に貼り付けて希望の縮尺を記入すること。印刷所に原図作成を依頼する場合は、鉛筆で下書きしたものを用意するか、または適当な方法で書いた見本を添えること。

校正について

9. 著者校正は2校までとし、朱筆で記入すること。2校以前でも校正の必

要がなくなれば、校了または責了とすること。

10. 次の場合は、必要経費の一部が執筆者負担となることがあるので特に注意されたい。

ア 校正の際、内容に大きな変更を加えることは認められないが、やむをえず行って高い組み換え料が生じた場合

イ 特殊な印刷などによって通常の印刷費をひどく上まわる場合

欧文原稿について

11. 不透明な用紙の片面に 1 行あきにタイプライト（黒の印字）すること。

原稿の提出先等について

12. 原稿の提出期限は発行月の 4 カ月前の月末とする。

13. 原稿の提出先は編集委員あてとする。なお、本学指定の原稿用紙および原稿提出票は図書館事務室で配布する。

以 上

2020年度 大阪学院大学商・経営学会会員

池 田 広 男	石 倉 弘 樹	稲 田 賢 次
太 田 雅 晴	葛 西 恵里子	金 丸 輝 康
加 茂 英 司	喜 田 昌 樹	木 村 貞 子
草 野 宏 基	郡 司 健	香 坂 千佳子
後 藤 晃 範	後 藤 登	定 藤 繁 樹
白 井 義 雄	杉 原 淳 子	田 中 延 幸
田 中 道 雄	谷 口 美智子	テイラー 雅子
土 井 茂桂子	富 澤 秀 敏	中 野 有
西 原 里 実	西 原 昇	平 田 多美子
藤 田 靖	船 本 修 三	松 田 良 子
三 上 磨 知	水 原 紹	宮 田 将 吾
森 重 喜三雄	山 本 浩 二	(50音順)

2020年度 大阪学院大学商・経営学会役員

会 長	喜 田 昌 樹
副 会 長	後 藤 晃 範
委 員	池 田 広 男
	加 茂 英 司
	杉 原 淳 子
	田 中 延 幸

執筆者紹介（掲載順）

田 中 道 雄 （商 学 部 教 授）

郡 司 健 （経 営 学 部 教 授）

2021年 3 月31日 発行

編集兼
発行人

大 阪 学 院 大 学 商・経 営 学 会

〒⁵⁶⁴⁻₈₅₁₁ 大 阪 府 吹 田 市 岸 部 南 二 丁 目 36 番 1 号

T E L (06) 6 3 8 1 - 8 4 3 4 (代)

印刷所

大 枝 印 刷 株 式 会 社

〒⁵⁶⁴⁻₀₀₃₁ 大 阪 府 吹 田 市 元 町 28 番 7 号

T E L (06) 6 3 8 1 - 3 3 9 5 (代)

OSAKA GAKUIN UNIVERSITY

REVIEW OF COMMERCE AND BUSINESS ADMINISTRATION

VOL. 46, NO. 1•2

MARCH 2021

CONTENTS

ARTICLE

Michio Tanaka 1

La stagnation et le nouvel horizon de Hard-discount en France
—relativement aux changement de la société en France—

Takeshi Gunji 29

Accounting and Reporting System of Hagi-Han in Early Edo Period
—One Provenance of General Account and Special Account for
Local Government—

OSAKA GAKUIN UNIVERSITY
ACADEMY OF COMMERCE AND
BUSINESS ADMINISTRATION